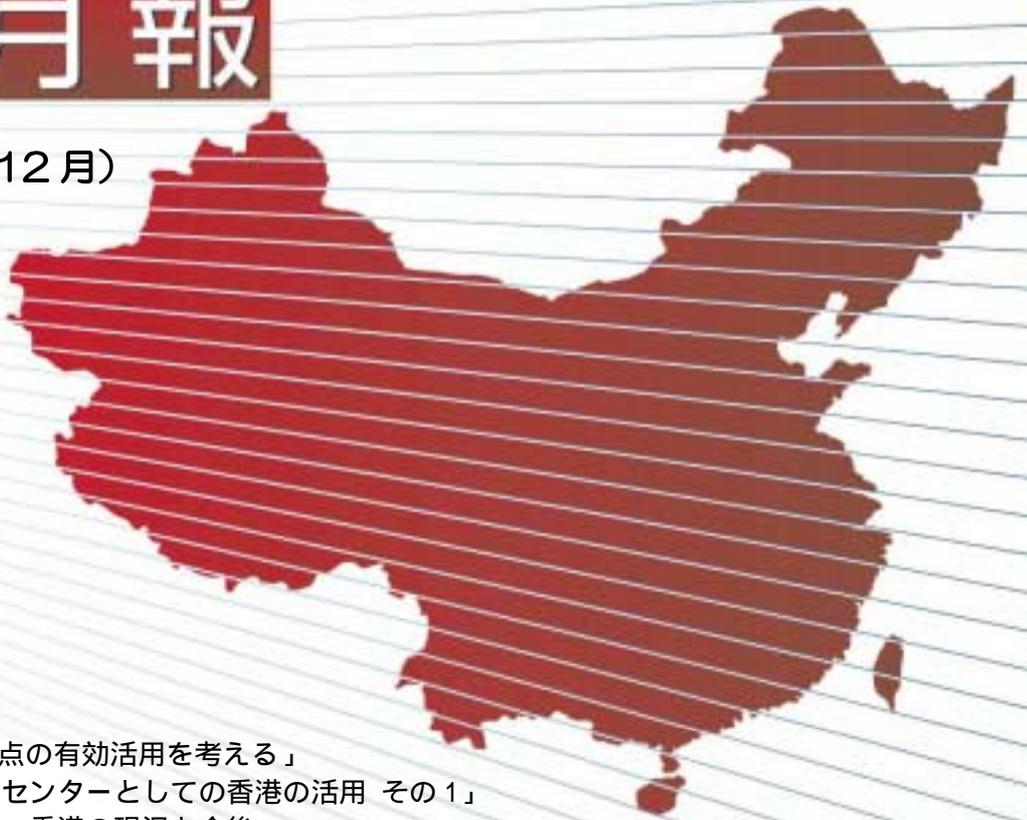


# BTMU

## 中国月報

第11号 (2006年12月)



### CONTENTS

#### ■ 連載

- ◆ 「香港再考 ~ 香港拠点の有効活用を考える」  
第2回:「国際物流センターとしての香港の活用 その1」  
~ 国際物流センター香港の現況と今後

#### ■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

#### ■ 産業

- ◆ 中国・深圳市の住宅価格について

#### ■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 預金準備率操作後の人民元金利動向

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 投資: 特別許可権風力発電入札結果から中国風力発電事業を見る
- ◆ 法律: 労働問題発生時の第三の自力解決
- ◆ 税務会計: 中国の会計・税務
- ◆ 貿易: 外高橋保税区企業の分銷権(仕入販売権)審査・認可を保税区管理委員会に委譲

#### ■ 資料

- ◆ 「外資利用第11次五ヵ年規画」抄訳

#### ■ BTMU中国ネットワーク



## 目次

### ■ 連載

- ◆.....「香港再考 ~ 香港拠点の有効活用を考える」  
第2回:「国際物流センターとしての香港の活用 その1」  
~ 国際物流センター香港の現況と今後  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 ..... 1

### ■ 経済

- ◆..... 中国経済の現状と見通し  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ..... 4

### ■ 産業

- ◆..... 中国・深圳市の住宅価格について  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ..... 7

### ■ 上海支店人民元レポート

- ◆..... 預金準備率操作後の人民元金利動向 ..... 13

### ■ スペシャリストの目

- ◆..... 投資: 特別許可権風力発電入札結果から中国風力発電事業を見る  
三菱日聯諮詢(上海)有限公司 ..... 17
- ◆..... 法律: 労働問題発生時の第三の自力解決  
リチャード法律事務所 ..... 24
- ◆..... 税務会計: 中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国 ..... 27
- ◆..... 貿易: 外高橋保税区企業の分銷権(仕入販売権)審査・認可を保税区管理員会に委譲  
日中経済貿易センター上海事務所 ..... 33

### ■ 資料

- ◆..... 「外資利用第11次五ヵ年規画」抄訳  
三菱東京UFJ銀行 上海支店・北京支店 ..... 35

### ■ BTMU中国ネットワーク ..... 40



## エグゼクティブ・サマリー

**連 載**「香港再考～香港拠点の有効活用を考える」は、「国際物流センターとしての香港の活用」の前編で、香港とこれを追い上げる中国との物流機能比較を行っています。まず、国際海上貨物輸送では「輸送コスト」で香港は既に深セン港と比べ見劣りする状況となっているが、「輸送サービス」では、「速達性」と「定時制」で優位は揺らがないとし、次に国際航空輸送では、現状でも華南地区で8割のシェアを占める香港が、コストでは航空運賃、駐機料等の低さ、地理的条件、「以遠権」で、サービスでは、便数、路線数、最新設備による通関の迅速性で、当面優位性を維持できる状況にあるとしています。

**経 済**「中国経済の現状と見通し」は、当行経済調査室の中国経済見通しです。現状、引締め効果が顕現化しているが、投資・輸出の伸び中心とした景気の過熱感はいまだ解消されていないと分析、今後に関しては、投資は上海閩摘発にみられる中央政府の権力基盤強化から地方の投資が減速に向かう可能性が高く、貿易収支は輸出抑制策や政府主導の欧米・アフリカでの大型購買活動で縮小する可能性が高いと見ています。こうしたことから、実質 GDP 成長率は緩やかな低下基調が続き、2006年の10.6%から2007年には9.8%に低下すると予想しています。

**産 業**「中国・深圳市の住宅価格について」は、住宅価格の上昇が他都市に比べて顕著な深圳の状況を分析しています。まず、需要面では人口増や住宅ローン制度の整備などに伴う実需以上にキャピタルゲインを狙った海外からの投資の要因が大きく、これは住宅価格の高騰の中で賃貸料の低迷でも確認できるとしています。供給面では開発余地の減少に伴う新規物件の供給余力の低下が大きいとしています。こうした中、政府の抑制策が矢継ぎ早に打ち出されており、施策の本格化に伴い今後価格上昇は鈍化し、抑制策の効果によっては価格が下落に転じる可能性もあるとしています。

**上海支店人民元レポート**「預金準備捜査後の人民元金利動向」は、11月3日の預金準備操作以降、物価安定や、資金吸収操作減少、そして潤沢な預金準備金という環境下で、人民元金利が高騰した背景を分析しています。債券レポ市場、コール市場は4大商業銀行の力が強い寡占市場であること、両市場金利はその他金融市場の金利と乖離していることを説明、現在の債券レポ市場、コール市場は市場需給を反映していないとしています。一方で、更なる引締め策の可能性が論じられる中、金利は下方硬直になる可能性があるとしています。

### スペシャリストの目

**投 資**「特別許可権風力発電入札結果から中国風力発電事業を見る」は、本年9月の特許権風力発電事業第4期公開入札の結果を踏まえ、当該事業の今後の方向性を示しています。それは、事業規模の拡大傾向、優遇策享受のための外資企業との連合の動き、風力発電設備の国産化促進、風力発電の生産や消費に他の電力との比例制度が導入されることなどです。そして、設備国産化、国有企業シェア拡大策の中で、これまで技術提供をしてきた欧州企業との関係が提携から競争に変わりつつあるとしています。

**法 律**「労働問題発生時の第三の自力解決」は、労働問題の効率的に解決法として労働紛争調停委員会を使った処理方法をあげています。これは、費用がかからない、説得性の高さ、クッション効果、事実即した処理、労働仲裁申立時効の中止、労使間のコミュニケーションなどのメリットがあるが、注意事項として、御用調停機関にしないこと、会社の代表は三分之一を超えないこと、主任は組合代表が就任すること、人選が重要であること、強制執行がないことを指摘、これらを踏まえた上で適切な活用を行うことを示唆しています。

**税務会計**「2006年の中国税務関係トピックスを振り返って」は、年末の総まとめとして本年中の中国税務関係の6大トピックス、外国投資者の国内企業買収に係わる規定、中国本土と香港間の包括的二重課税防止協定の締結について、不動産市場への外資導入及び税収政策関連の変化、中国内資及び外資企業所得税法統一に係わる動向、国家財政補助政策に対する新しい動き、今年の中国移転価格税制の動き、を採り上げ、解説を行っています。

**貿 易**「外高橋保税区企業の分銷権（仕入販売権）審査・認可を保税区管理委員会に委譲」は、上海の第二交易市場が11月23日に開催した説明会の内容をレポートしています。ここで保税区管理委員会から、今後、保税区企業の仕入販売権の経営範囲拡大は、保税区管理委員会が審査認可が完結すると言及されたことなどが報告されています。この権限委譲は既に11月から実施されているようですが、文書による通達はないとのこと。



「香港再考 ～ 香港拠点の有効活用を考える」  
第2回：「国際物流センターとしての香港の活用 その1」  
～ 国際物流センター香港の現況と今後

三菱東京UFJ銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

同連載では「香港再考」と題して、改めて香港活用のメリットを見直すために“日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム”を考えていきます。今回から2回にわたり「国際物流センターとしての香港の活用」を考えますが、今回は、国際物流センター香港の現況と今後について整理します。

1. 相対的な地位低下が懸念される国際物流センター香港

最近、国際物流センターとしての香港の相対的な地位低下を懸念する報道が増えています。香港は、長年にわたり中国・華南地区を中心とした物流ハブ拠点として、航空及び海上貨物輸送取扱量で世界トップクラスの地位を保持してきました。ただし、足許をみると、香港の海上貨物取扱量（コンテナ取扱量）は、近年、毎年20～30%増の伸びを続ける深圳に対し、2005年は前年比僅か2%増にとどまりました（図表1）。航空貨物取扱量でも、香港はまだ量的にみれば、中国本土の空港を圧倒しているものの、伸び率では、2004年8月に開港した中国最大規模の広州新空港を始め、北京、上海浦東などに劣後したことから（図表2）、香港の国際物流センターとしての将来性が憂慮されているというわけです。そこで、本当に香港の国際物流センターの地位が脅かされているのかを判断する大きなポイントとなる「輸送コスト」と「輸送サービス」について考えてみたいと思います。

図表1：各国別の海上貨物取扱量の推移

図表2：中国・香港の航空貨物取扱量の推移

(単位：千TEU)

港湾名	05年		04年		03年		02年		01年	
	順位	取扱量	順位	取扱量	順位	取扱量	順位	取扱量	順位	取扱量
香港	2	22,427	1	21,932	1	20,449	1	19,144	1	17,826
シンガポール	1	23,192	2	21,329	2	18,100	2	16,800	2	15,520
上海	3	18,084	3	14,557	3	11,280	4	8,610	5	6,330
深セン	4	16,197	4	13,650	4	10,610	6	7,614	8	5,080
釜山	5	11,840	5	11,430	5	10,367	3	9,436	3	7,910
高雄	6	9,470	6	9,710	6	8,843	5	8,493	4	7,541
ロッテルダム	7	9,300	7	8,300	8	7,100	7	6,500	6	5,940
ハンブルグ	8	8,050	9	7,003	9	6,138	9	5,373	9	4,690
トバイ	9	7,619	10	6,429	11	5,150	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ロサンゼルス	10	7,485	8	7,321	7	7,180	8	6,105	7	5,180
ロングビーチ	11	6,710	12	5,780	12	4,660	n.a.	n.a.	10	4,460
アントワープ	12	6,482	11	6,064	10	5,445	10	4,777	11	4,220

空港	航空貨物取扱量(百トン)			
	順位	2005年	2004年	増減%
香港		34,010	30,899	10.1
全国合計		63,308	55,257	14.6
上海浦東	1	18,571	16,421	13.1
北京	2	7,820	6,686	17.0
広州	3	6,006	5,069	18.5
深セン	4	4,664	4,232	10.2
上海	5	3,595	2,940	22.3
成都	6	2,510	2,130	17.8
昆明	7	1,965	1,710	14.9

(注)単位のTEUは20フィートコンテナ1個(TEU=twenty equivalent unit)を指す。  
(資料)Containerisation International 2005資料などをもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

(注)2005年度香港統計は暫定数字。  
(資料)中国民用航空総局及び香港民航処の各統計をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成



## 2. 徐々に減退しつつある国際海上貨物輸送での香港の優位性

まず、国際海上貨物輸送については、香港は、すでに海上輸送の「輸送コスト」の点では深圳港（塩田港、蛇口港、赤湾港など）と比べやや見劣りする状況となっています。香港は、海上輸送運賃自体は深圳と比べほぼ変わらないレベルですが、香港の貨物取扱量の約6割を占める葵青（葵涌・青衣）港と深圳の主要港である塩田港とで港湾使用料を比べてみるとほぼ倍近くの差があります。さらに、最終目的地が中国となる貨物輸送において香港の港湾を利用すると、中国・香港間の輸送が別途必要となりますが、その7割程度を占めるトラック輸送の場合、国境での乗り換えまたはダブルナンバートラック料金が上乘せされることとなりますので、1割前後割高になるようです。もっとも、残り3割程度を占める主に広州市以西で利用されている割安なバージ輸送等も発達していますので、相応に輸送コストを抑制する手段を選択することもできます。また、香港は、荷役作業効率で一日の長があり、今後仮に貨物取扱量が停滞を余儀なくされると、港湾オペレーターが割高な港湾使用料の引き下げに踏み切る可能性が高いとの見方もあり、ネックとなっている同使用料の引き下げにより、貨物取扱量の伸び鈍化にも歯止めを掛けることができるかもしれません。

次に、「輸送サービス」の点ですが、この点で香港の優位性が揺らぐとは思えませんが、その差は一段と縮まることでしょう。今のところ、定期運航便数や路線数で深圳港などを凌駕しているため、当面は、“速達性”と“定時性”が必要な貨物では香港に優位性があります。しかしながら、深圳港に代表される華南の港湾では、従来抱えていたコンテナ処理能力と大型コンテナ船用入港バースの不足といったボトルネックが、処理能力の増強と大型バースの開発によって解消に向かうことが予想されます。特に、深圳港では、ここ1~2年、通関手続きの簡素化や荷役作業の迅速化が進み、通関所要日数が1日程度に抑えられるといったケースも増えており、これらを勘案すれば、同港の荷動きが更に増えてくる公算が大きく、今後は“速達性”と“定時性”の点でもその差が縮まる可能性もあります。加えて、中国の物流園区の本格稼働により、香港の物流センター機能の一部代替が進展することも考慮に入れておく必要があるかもしれません。すでに2004年9月の上海外高橋保税區物流園区の登場によって、企業のなかには、中国企業への輸出に関わる増値税還付などを目的とした“香港遊（中国・香港間で一旦貨物を搬出入すること）”を選択しないケースも増えてきています。さらに、2006年5月から華南で塩田物流園区が本格稼働、塩田港と保税區物流園区の間で24時間体制での貨物の取り扱いを打ち出すなどサービス強化に取り組む動きも出てきており、香港との距離が近いので輸送コストの低減効果は限定的であるものの、荷主のなかには、塩田を選択するケースが徐々に増えてくる可能性も否定できません。

## 3. 当面は維持できる国際航空貨物輸送での香港の優位性

一方、華南地区における貨物輸送量の約8割のシェアを占める香港の国際航空貨物輸送については、当面は、中国本土の追い上げによる影響度合いは比較的軽微なものにとどまると考えて良さそうです。



まず、「輸送コスト」については、香港空港は、アジアの“ハブ空港”として、広州などの華南地区の空港と比べ、当面優位性を維持できる可能性が高いと考えています。現状、香港空港は、広州と比べ貨物取扱手数料で広州の5~6倍、貨物施設利用料も2倍程度の水準に達しています。しかしながら、広州からの米国輸出貨物を例に挙げますと、香港の航空運賃や離着陸使用料、駐機費などが相対的に低いため、華南地区から香港にトラック輸送することを想定したトータルの貨物輸送コストで考えても、華南地区の空港に比べ1~2割程度低い水準に抑えられています。これは、香港の場合、地理的好条件や、「以遠権」による航路開放の進展などにより、80社弱に及ぶ世界各国の航空会社が各路線に多数乗り入れており運賃競争が激しいことに起因しています。今後についても、米 Federal Express が2008年12月から広州空港をアジア地域の“ハブ拠点”として運用する動きがみられるなど、本土内の華南の空港が発展する可能性もありますが、一方で、中国のフラッグキャリアが十分な国際競争力を得るにはなお時間を要するとみられるため、欧米等との「航空協定」拡大といった市場開放に慎重なスタンスが続けられ、中国本土の空港機能の充実も今暫く時間が掛かるとみて良いでしょう。また、2006年7月に中国・香港間で新たな航空協定が結ばれ、2007年以降、香港の航空会社による乗り入れ都市が中国本土45都市から56都市に拡大したこと、中国民用航空総局が香港の航空会社に対して「以遠権」の開放を示唆していること、などを受けて、中国本土を視野に入れた香港空港の役割が一段とクローズアップされる可能性もあり、今後香港にとって追い風になることが期待されます。

次に、「輸送サービス」面ですが、これも当面香港の優位性が維持されるでしょう。香港の場合、便数や路線数の充実に加え、ICタグ導入など最新鋭設備による通関作業の迅速性や大規模物流センターなどの貨物処理インフラの整備により、通関日数は通常2日以内と広州と比べて所要日数は半分以下に抑えられています。今後、広州などでも外資系の航空フォワーダー等の進出を受けて、通関作業改善や貨物処理インフラの整備が見込まれますが、便数や路線数などの面でネットワークの拡充は一朝一夕には進み難いと考えて良いでしょう。

第3回では、以上の動きを踏まえて、「国際物流センターとしての香港の活用」について、日系企業などの香港拠点による“物流・在庫機能”の活用スキームを実際に考えてみたいと思います。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006年6月2日号掲載分に加筆したレポートです)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



## 中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行  
経済調査室  
香港駐在 范小農

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2006/index.htm>

### 1. 現状：年初来の引き締め政策の効果が徐々に顕現化

第3四半期の実質GDP成長率は前年比10.4%と、前期の同11.3%から幾分減速した。固定資産投資の伸びが前期の前年比30.9%から同23.9%へと低下したことが主因である。年初以降、政府は、老朽設備、環境汚染型設備、エネルギー消耗型設備、およびすでに過剰供給状況に陥った業種に対する投資抑制策の強化を行ったほか、過熱状況にある不動産業界に対して供給・需要面での抑制政策(注1)を実施してきた。これら一連の追加的な引き締め策の効果が徐々に現れてきた模様である。

ただし、投資の伸びは依然として高く、とくに地方政府管轄下の投資、新規投資および住宅関連投資の三項目の増加が目立つ。第11次5カ年計画(2006~2010年)の初年度であること、省レベルの幹部の異動が進んだことから、地方政府の実績作りなどの理由により投資意欲は依然として旺盛である。

(注1) 外資による住宅購入の規制、5年以内の住宅売却に対するキャピタルゲイン課税、土地コントロールの強化など。

また、4月以降9月にかけて、人民銀行は、二回にわたる計0.54%ポイントの貸出金利引上げ(注2)、二回にわたる計1.0%ポイントの預金準備金率の引き上げ、三回にわたる総額2,500億人民元の特定期間商業銀行に対する手形の売りオペレーションなどの金融政策面のマクロコントロール手段を通じて投資と貸出の過熱の抑制に努めてきた。その結果、第3四半期の通貨供給量(M2)が前年比16.8%と、第2四半期の同18.4%より低下し、また銀行貸出の伸びにも幾分歯止めがかかっている。

ただし、人民銀行は、その後11月5日に過剰流動性に対する警戒を示し、預金準備率を0.5%ポイント引き上げることを発表した(注3)。これは、第3四半期のマクロ統計において引き締め政策の効果がみられ始めたなかでの決定であり、当局として引き締め政策を継続するとのスタンスを明らかにしたことを意味しよう。

(注2) 1年もの貸出金利。現時点での利率は6.12%。

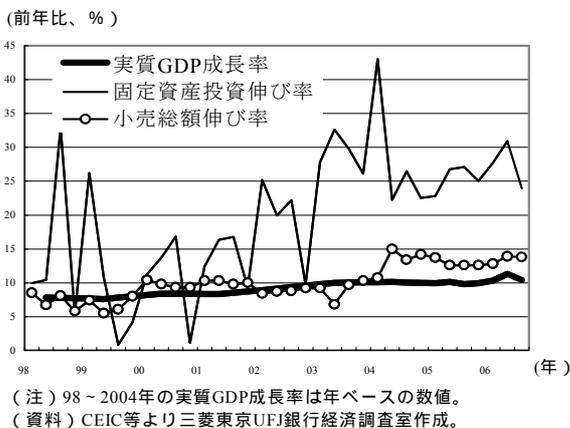
(注3) 現時点の預金準備金率は9.0%。

一方で、投資拡大を背景とした生産能力増強は輸出力の拡大に結びついている。輸出の伸び率は年前半に一時前年比20%台半ばへ低下したものの、8月から再び同30%前後の高いペースと

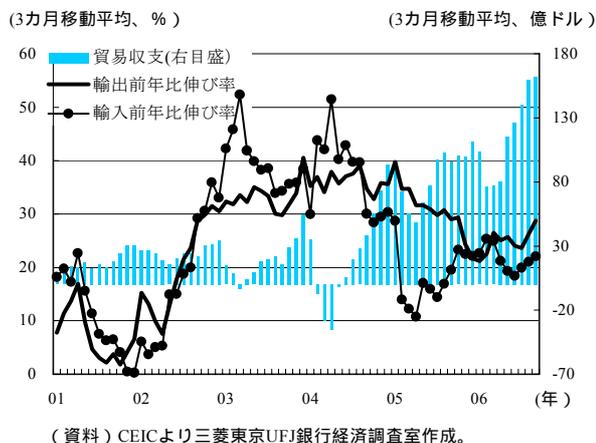


なった。貿易黒字は1～10月の累計で1,336億ドルに達し、すでに2005年通年の1,020億ドルを上回っている。

第1図：中国の成長、投資、消費の推移



第2図：中国の貿易動向



## 2．見通し：投資と輸出の減速によって2007年のGDP成長率は小幅低下

従来の投資・輸出主導型成長から消費主導型成長への転換は、中国のマクロ経済政策上の中期的な目標であるが、現時点では依然として投資と輸出の伸びの高さが目立っている。第3四半期のマクロ統計からみると、景気の過熱感がいまだ払拭されておらず、当局は、当面の間、経済成長の「質の向上」を目指した産業政策と金融政策によって、投資・輸出の減速を促すと考えられる。

投資については、今後過熱が収まるためには、中央政府の投資抑制スタンスが地方政府レベルでも理解される必要がある。この点で、9月に上海市のトップである陳良宇・共産党委員会書記が社会保障基金をめぐる汚職事件に絡んで解任されたことは意義深く、これは地方政府の腐敗摘発運動を徹底させることに対する当局の決意の高さの現われと考えられる。中央の引き締め政策の実施に抵抗してきた上海閥の摘発は、胡錦涛政権の権力基盤強化を通じ、中央政府によるスムーズな政策運営に寄与しよう。このため、地方の旺盛な投資活動が減速に向かう可能性が高い。産業政策と金融政策の効果も加わり、投資は全体でみても緩やかな鈍化傾向を辿る見通しである。

為替相場および貿易に関しては、欧米を中心とする海外からの人民元切り上げ要求は依然として根強い。ただし、当局は労働集約型の輸出企業への配慮から、人民元相場の大幅な切り上げを容認せず、緩やかな上昇にとどめる見込みである。昨年7月の人民元為替制度改革以来、元高幅は累計で4%以上に達しており、今後の相場上昇を勘案すると、中国製品の価格競争力は徐々に低下しよう。商務部をはじめ中国当局は黒字拡大に伴う貿易摩擦を回避するため、輸出付加価値税の還付率引き下げなどの輸出抑制策を拡充しつつある。また、輸入面では、政府主導の欧米およびアフリカでの大型購買活動が活発化する見込みである。この結果、2007年の輸出の伸び率は今年の前年比30%程度から同20%台半ばに低下し、貿易・経常黒字は縮小する可能性が高い。

個人消費は高い伸びを維持するとみられるが、政府が志向するように成長の牽引役となるには至るまい。個人所得は、2004年以降都市部と農村部がいずれも二桁台の伸び率を維持している(注)。ただし、都市部の場合、社会保障システムが未整備のため、一部の高所得者層を除けば、庶民の貯蓄意欲は一貫して高く消費の抑制要因となっている。また、農村部においては、所得の伸びこそ高いものの、依然として都市部との格差は目立って縮小していない。今後社会保障シ



テムの整備と中低所得層に対する政策上のサポートによって、個人消費は底堅く推移することが見込まれるが、経済の牽引役を担うには相当の時間を要しよう。

(注1) 農村部においては、農業税廃止の適用範囲の中国全域への拡大、政府による農産物買い付け価格の引き上げ、農業補助金の増加などの農業支援政策が奏功したとみられる。

以上を勘案すれば、投資と輸出の減速によって実質 GDP 成長率は緩やかな低下基調が続く見通しである。2006 年は年前半の高成長により 10.6%と昨年から伸びが高まるうが、2007 年には 9.8%へと低下する展開を予測する。

消費者物価指数は今後も安定基調を続けよう。2006 年が前年比 1.4%、2007 年が同 2.0%にとどまると予想する。ただし、消費者物価統計は、発表開始以来、作成方法が変更されておらず、サービス分野のウェイトが低水準にとどまっていることなどから生活実態と乖離がある。今後予想される公共料金を含むサービス価格の上昇が大幅なものとなれば、中低所得層の消費に影響が及ぼう。公共料金など生活必需品に関連する価格の動きには注意が必要である。

第1表：アジア経済見通し総括表

GDP規模 2005/bilUS\$		実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億米ドル)		
		2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年
<b>中国</b>	<b>2,224.8</b>	<b>10.2</b>	<b>10.6</b>	<b>9.8</b>	<b>1.8</b>	<b>1.4</b>	<b>2.0</b>	<b>1,608</b>	<b>2,251</b>	<b>1,565</b>
韓国	793.1	4.0	5.0	4.5	2.8	2.4	2.6	166	30	18
台湾	346.1	4.0	4.2	4.0	2.3	1.0	1.7	161	193	181
香港	177.7	7.3	6.4	4.8	0.9	2.2	2.7	197	199	207
シンガポール	117.9	6.4	7.6	5.1	0.5	1.3	1.4	333	371	376
<b>NIEs</b>	<b>1,434.8</b>	<b>4.6</b>	<b>5.2</b>	<b>4.4</b>	<b>2.3</b>	<b>2.0</b>	<b>2.3</b>	<b>856</b>	<b>793</b>	<b>782</b>
インドネシア	276.0	5.6	5.3	5.8	10.5	12.8	6.5	9	48	30
マレーシア	130.8	5.2	5.6	5.3	3.0	3.6	3.2	199	206	221
タイ	168.8	4.5	4.5	4.3	4.5	4.6	3.0	▲38	17	▲20
フィリピン	97.7	5.0	5.3	5.0	7.6	6.5	5.8	24	31	26
<b>ASEAN 4</b>	<b>673.2</b>	<b>5.2</b>	<b>5.2</b>	<b>5.2</b>	<b>7.1</b>	<b>8.0</b>	<b>4.9</b>	<b>194</b>	<b>302</b>	<b>257</b>
<b>アジア9カ国・地域</b>	<b>4,332.9</b>	<b>7.6</b>	<b>8.0</b>	<b>7.3</b>	<b>2.8</b>	<b>2.6</b>	<b>2.5</b>	<b>2,658</b>	<b>3,346</b>	<b>2,604</b>
インド	775.4	8.4	7.9	7.6	4.2	5.4	4.5	▲106	▲163	▲188
ベトナム	50.9	8.4	8.2	8.3	8.3	7.4	6.5	▲18	▲14	▲17
		実績	見通し		実績	見通し		実績	見通し	

(注)インドは年度(4月~3月)ベース。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/index.html](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html)



## 中国・深圳市の住宅価格について

三菱東京UFJ銀行  
企業調査部 香港駐在  
シニアアナリスト 黄美艶

最近、中国の主要都市の住宅価格が急上昇し、バブルの懸念や一般市民の住宅取得が難しくなるといった問題が生じている。このため、中国政府も不動産対策に注力しており、その効果が試される局面にある。本稿では、とくに最近の住宅価格上昇が目立つ深圳市の事例を採り上げ、価格上昇の背景と今後の見通しについて整理した。

### 1. 急上昇する深圳市の住宅価格

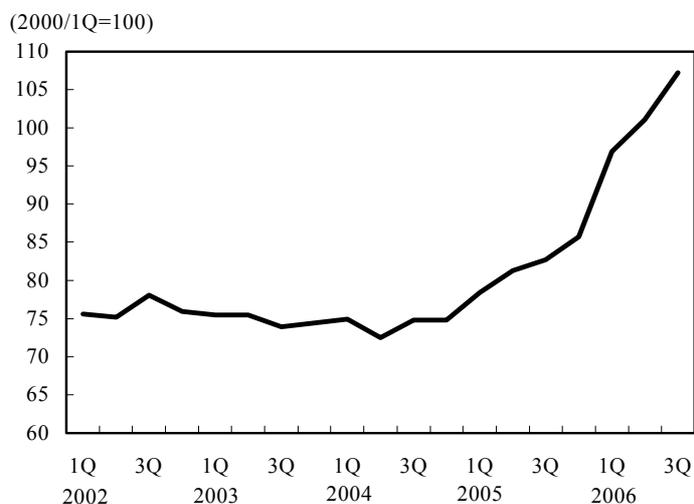
このところ深圳市の住宅価格の急上昇が目立つ<sup>(注1)</sup>。図表1は不動産仲介大手DTZ社の統計資料を用いて、2002年第1四半期以降の住宅価格インデックスをグラフ化したものである。これをみると、同市の住宅価格インデックスが2005年に入って上昇に転じ、2006年以降さらに上昇ペースを加速させている様子が窺える。こうした深圳市の住宅価格の上昇振りは、中国の代表的な都市である北京、上海、広州をも凌いでおり<sup>(注2)</sup>、中国のなかでもとりわけ際立つものとなっている<sup>(注3)</sup>。

(注1)中国では土地の私有が認められておらず(住宅購入者は土地の使用権を購入)、開発権を与えられたデベロッパーも採算を優先することから、中国の都市部で販売される住宅はほとんどが集合住宅となっている。

(注2)2005年第1四半期から2006年第3四半期にかけての住宅価格インデックスの上昇率をみると、深圳市が36.7%に達しているのに対し、北京市は22.0%、広州市は20.3%、上海市は3.3%となっている。上海市の住宅価格インデックスが例外的に前年を下回って推移しているのは、同市の住宅価格が他地域に先駆けて2004年半ばから2005年初めに急騰し、上海市政府の不動産対策が打ち出された影響が大きい。

(注3)なお、深圳市国土資源局によれば、深圳市の2006年1~9月における平均住宅単価は、1㎡当たり8,953人民元(約13万4千円)に達した模様(図表2)。

図表1：深圳市の住宅価格インデックス



(注)2006/3Qは見込み。

(資料)DTZ Research資料にもとづき作成

図表2：深圳市内の住宅の1㎡当たり平均単価(2006年1~9月)

(単位：人民元/1㎡、%)

	平均単価	前年同期比
全体	8,953	34.6
羅湖区	9,717	18.7
福田区	13,185	66.0
南山区	12,268	51.3
塩田区	8,012	▲1.3
宝安区	7,888	50.4
竜崗区	6,265	26.0

(資料)深圳市国土資源局資料



## 2. 背景

こうした背景には以下のような事情がある。

### (1) 需要

まず需要面をみると、人口増や所得増等に伴う「実需」の拡大がベースの要因として挙げられよう。周知の通り、深圳市は1979年に市内の一部地域が経済特区に指定されて以来、急速に発展してきた新興都市で、雇用を求めて移住する人材が中国各地から集まることから、現在でも人口は年率3%のペースで安定的に増加している（図表3）。また、産業の発展に伴って人材不足が顕在化、労働者1人当たりの平均賃金が年々上昇しており（同図）<sup>(注)</sup>、住宅ローン制度や住宅積立金制度が整備されたことも相俟って、市民の住宅購入に向けた資金力は着実に高まっている。こうしたことから、住宅購入者の裾野が高所得世帯から中所得世帯へと広がっており、住宅への「実需」は緩やかに拡大を続けている模様である（図表4：1990年以降の住宅販売物件の総フロア面積）。

(注)中国では1994年以来、労働者の最低賃金保証制度が導入されているが、深圳市の2006年7月からの最低賃金（経済区内）は前年比17.4%増の月810人民元と、北京や上海を上回る中国国内最高水準となっている。

図表3：深圳市の人口数と労働者1人当たりの平均年収

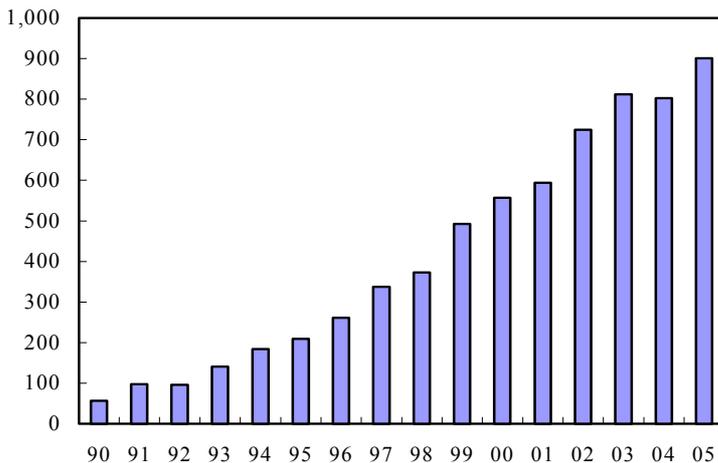
(単位：万人、人民元)

	2003年	2004年	2005年	平均伸び率
人口	778	801	828	3.2
平均年収	30,611	31,928	32,476	3.0

(資料)Shenzhen Statistical Yearbook 2006

図表4：深圳市における住宅販売物件の総フロア面積

(10,000m<sup>2</sup>)



(資料)Shenzhen Statistical Yearbook 2006

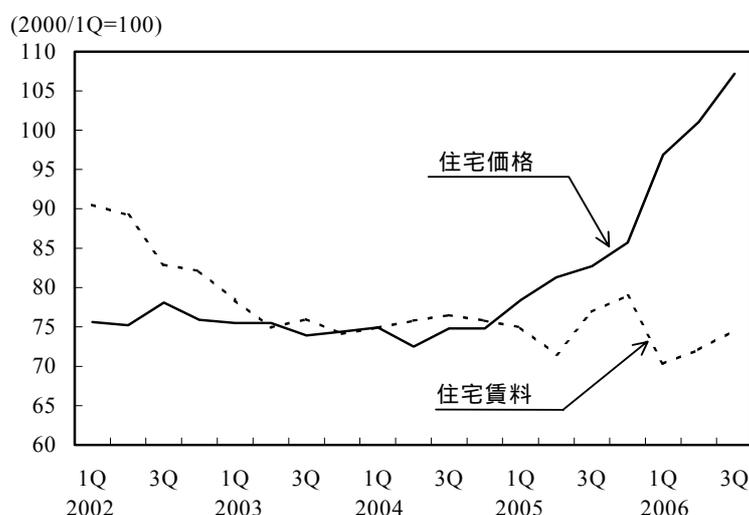
しかし、そうした「実需」以上に最近の住宅需要を押し上げたのは、住宅への「投資」の過熱である。中国では、市場経済化が進むなかで誕生した中国国内の資産家はもとより、一段の住宅価格の上昇や人民元高の進展に伴うキャピタルゲインの獲得を狙った海外投資家による不動産投



資も増えており、深圳市では住宅購入者の少なくとも3割以上（報道によっては半数以上との見方も）が、香港などを中心とするキャピタルゲイン狙いの投資家であると指摘されている。

実際、深圳市の住宅の価格と賃料の動きを比較してみると、賃料については、振れを伴いつつもほとんど上昇していない様子が窺える（図表5）。これは、投資目的で住宅を購入した投資家が相次いで購入物件を賃貸に回した結果、賃貸市場においては、増加する需要に十分見合うだけの供給がなされたことを意味している。投資家にとっては、賃貸物件から得られる収入が増えないなかで、物件の購入コストが上昇を続けたわけで、賃貸収入と物件購入価格からみた投資採算は確実に悪化しているとみられる。それでも投資の手が緩まなかったのは、住宅価格の一段の上昇と転売時のキャピタルゲインを見込んだからに他ならず、まさに深圳市の住宅市場ではバブル的な様相が強まっていると考えられるのである。

図表5：深圳市の住宅価格 / 住宅賃料インデックス



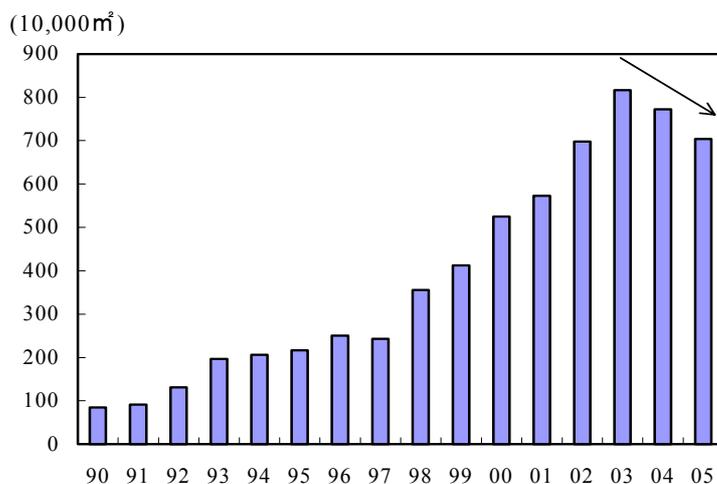
(注)2006/3Qは見込み。  
(資料)DTZ Research資料にもとづき作成

## (2)供給

一方、供給面をみると、近年、新規物件の供給余力に陰りが見え始めており、これも価格上昇要因の一つとなりつつある。図表6は、住宅販売物件のうち、建設が完成した物件の総フロア面積の推移をみたものであるが、2003年を境に減少に転じている。

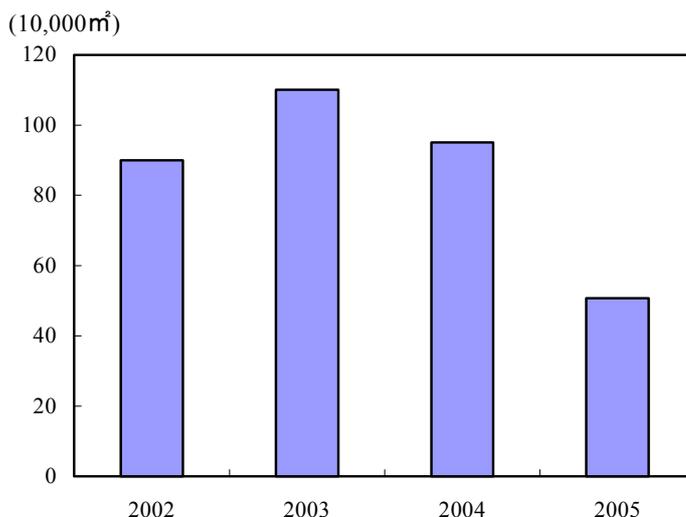
これには、経済特区（羅湖区、福田区、南山区、塩田区）を中心に深圳市の開発余地が乏しくなってきたことが大きい。既述の通り、中国では土地の私有が認められておらず、市政府が供給した土地の量に応じて住宅が建設される（正確にはデベロッパーが市政府から「開発権」を購入し、住宅購入者はデベロッパーが建設した住宅および底地の「使用权」を購入する）ことになる。このため、住宅供給量の多寡は市政府の土地供給量の多寡からダイレクトに影響を受けるが、深圳市政府による土地供給量は2003年を境に減少しており（図表7）、2005年に新たに民間住宅用地として供給された土地が、深圳市のなかでも工場地帯が近いために開発が遅れていた宝安区（Bao'an district）や竜崗区（Longgang district）に限られていたことをみても、市中心部での開発余地が乏しくなってきた様子が窺える。完成物件の量が減少に転じたにもかかわらず、図表4のように住宅販売物件の総フロア面積が増えたのは、デベロッパー各社による「建物完成前販売」が増えたためと考えられるが、将来的にはそうした手法による販売拡大にも限界が出てこよう。

図表6：深圳市における住宅販売物件のうち、  
建物が完成した物件の総フロア面積



(資料)Shenzhen Statistical Yearbook 2006

図表7：深圳市政府による住宅用の土地供給量



(資料)Shenzhen Statistical Yearbook 2006

### 3. 今後の見通し

#### (1) 政府の不動産対策

こうした状況下、一般市民の間では、賃金上昇等を背景とする資金力の高まりにもかかわらず、再び住宅取得が困難になるという問題が生じ、一部の深圳市民の間で住宅不買運動が展開されるといった事件も発生している。また、マクロ的な視点からみれば、将来的な住宅価格の急落により、個人、企業、銀行の各セクターに多額の不良資産を発生させる危険性も高まりつつある。

このため、中央政府は、過度の住宅価格の上昇を抑えるべく、矢継ぎ早に対策を打ち出している<sup>(注)</sup>。まず、人民銀行(中央銀行)が、4月から足元に向け、2度にわたる金利引き上げと3度に及び預金準備率の引き上げを実施し、金融政策を通じて投資と貸出の抑制に乗り出した。また、より直接的には、物件の短期売買に課税するなどの不動産向け投資の抑制を主目的とする意見・



通知を相次いで発表した（図表8）。これらの結果、他都市に比べて投機色が強いとされる深圳市では、中古住宅の取引量（＝投資目的で購入した物件の短期売買も相当程度含まれる）が半減したとの報道もある。

（注）中央政府は、2005年5月にも「住宅価格の安定に関する意見」を公表したが、これは内容が大枠にとどまり実効性に乏しかったため、価格上昇の歯止めにはならなかった。

図表8：中央政府の不動産対策

発表日時	中央政府の意見・通知の名前	主な内容
2006年5月29日	住宅供給構造の調整、住宅価格の安定に関する意見	各都市に対し、中低価格、中小規模の間取りの分譲住宅への需要に応じた住宅建設計画を制定を命じる。これら住宅向けの土地供給量は、住宅用土地供給総量の70%を下回ってはならない。 上記に関連し、新たに建設される分譲住宅は、建築面積が90㎡以下の住宅が占める割合を開発総面積の70%以上とする。 デベロッパーによる銀行借入を利用した土地の囲い込みなどを抑制すべく、プロジェクトの自己資本比率が35%に達しない企業に対しては、商業銀行に貸付を行わせない。 投機的かつ投資目的での住宅購入需要を抑制するため、住宅購入者が購入後5年以内に転売する場合には、営業税を徴収する（従来は2年以内に転売する場合に徴収）。 個人住宅ローンの頭金比率を30%以上に引き上げる（従来は20%以上）。
2006年7月24日	不動産市場の外資参入許可と管理の規範化に関する意見	外国の企業または個人等が中国国内において非自家用不動産を購入する場合には、まず外商投資企業を設立し、認可された経営範囲内において関連業務に従事しなければならない。 上記外商投資企業を設立する場合、投資総額が1,000万米ドル以上の場合、登録資本金は投資総額の50%を下回ってはならない。 上記外商投資企業の登録資本金が全額払い込まれていない場合、または開発プロジェクトの資本金が投資総額の35%に達していない場合は、金融機関は国内外において貸付を行ってはならない。 上記外商投資企業の中外双方投資者は、いかなる形式であっても、契約書や定款その他の文書のなかに、投資収益をコミットする条項を設けることを禁ずる。
2006年7月27日	個人住宅の譲渡所得に対する個人所得税徴収問題に関する通知	中古住宅の譲渡所得に対し、個人所得税を課税する。個人所得税の納税完了を不動産使用权変更の前提条件とし、住宅譲渡の際に、営業税、契約税、土地増値税などと同時に納税させる。 契約価格を譲渡所得とする。申告価格が市場価格より著しく低い場合は、税務機構が課税価格を査定する。 5年以上居住していた唯一の住宅については非課税とする。住宅売却後1年以内に居住のための住宅を新たに購入した場合には税を還付する。

## (2) 深圳市の住宅価格の先行き

深圳市の住宅価格の先行きについて考えてみると、政府による対策が途上にあるだけに現時点で正確に見通すことは困難であるが、方向としては上昇ピッチが鈍化する可能性が高いといえそうだ。

人口増や所得増に伴う「実需」の拡大には大きな変化はないとみられるが、深圳市政府も住宅価格対策に本腰を入れ始めており、市中心部での開発余地が乏しくなってきたとはいえ、2010年までは郊外を中心に土地の供給を増やし、2002～2005年の平均値を2割前後上回る年1,000万㎡



程度の住宅供給を続けていくことを表明している。また、中央政府が、不動産向け投資の抑制に向け、追加的な意見・通知を公表する可能性が高いうえ、広東省や深圳市を含む各地方政府も、中央政府の意見・通知を踏まえて、より具体的な実施細則を発表していくとみられるため<sup>(注)</sup>、近年の価格上昇に大きな影響を与えた「投資」による住宅購入の動きが抑制される可能性も高いと考えられる。地元の不動産仲介大手からは、「深圳市の2006年の住宅価格上昇率は従来の20~30%から10~15%に低下するだろう」といった声が聞かれているが、政府による投資抑制策の効果の大きさによっては、住宅価格が下落に転じる可能性すらあるとみておくべきであろう。このため、今後も不動産市場を巡る各政府の動きについては十分にウォッチしていく必要があるだろう。

(注)実際、深圳市政府は2006年6月に、「市政府が住宅向けに土地を売却したにもかかわらず、予定通りに建設を開始しないデベロッパーからは用地売却額の20%を徴収する。着工が2年以上遅れた場合は用地そのものを没収する」といったより厳しい対応を打ち出している。

以上

(執筆者的ご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 黄ノ大榎(カヅノ)

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3030 FAX:852-2521-8541



## 預金準備率操作後の人民元金利動向

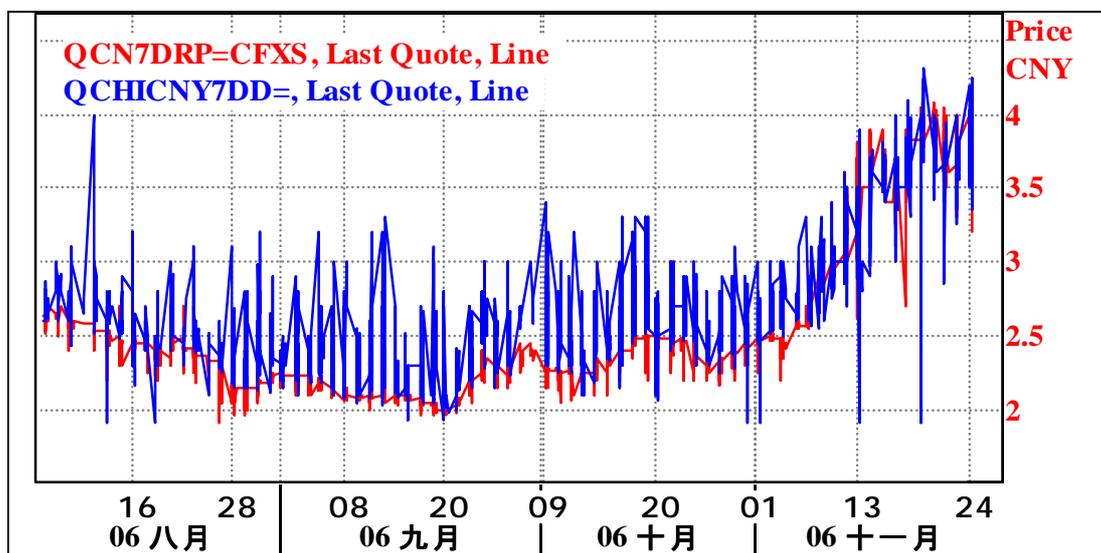
三菱東京UFJ銀行 上海支店  
市場操作課長 石田 真佐人

今月は、最近の人民元金利動向に関し触れてみたい。

### 1. 債券レポ市場、コール市場

11月3日に発表された人民元預金率準備操作以降、債券レポ市場、コール市場での人民元金利が急騰しており、指標視される7日物債券レポ金利は、一時4%に達している。

【7日物債券レポ金利、7日物コール金利推移 (by REUTERS)】



高い固定資産投資持続はあるものの、物価の低位推移 (CPI+1.3%)、中銀債発行減額と公開市場操作での資金吸収操作の減額が顕著となり、また人民銀行の超過準備金口座 (準備金口座) に潤沢な資金がある中、小幅の預金準備率調整が、何故これほどまでの影響を与えているのであろうか。

人民元資金市場の特性を考えてみたい。

下表は、人民元債券レポ市場とコール市場の業態別構成を表したものである。



【業態別債券レポ・コール、ネット取引額 (+は資金調達、-は資金放出)】 単位：10 億人民元

	債券レポ市場			コール市場			債券レポ市場 + コール市場		
	2005 1-9	2006 1-9	前年同期 比増減	2005 1-9	2006 1-9	前年同期 比増減	2005 1-9	2006 1-9	前年同期 比増減
四大商業銀行	-6,824	-8,626	-1,802	-270	-203	68	-7,094	-8,829	-1,735
其他商業銀行	3,041	3,822	781	-309	-319	-10	2,732	3,503	771
其他金融機関	3,426	3,996	570	468	359	-108	3,894	4,356	462
内、証券・基金	990	1,360	370	300	309	9	1,290	1,669	379
内、保険	610	1,003	392	0	0	0	610	1,003	392
内、其他	1,826	1,633	-192	168	51	-117	1,994	1,684	-309
外資銀行	357	808	451	112	162	51	469	970	502

債券レポ市場においては、資金の出し手は、工商銀行、農業銀行、中国銀行、建設銀行の四大商業銀行のみあり、株式制商業銀行を含め全ての業態の金融機構に資金を提供している。

コール市場は、法定放出・調達上限が存在することもあり、債券レポ市場に比べ遥かに規模が比べ小さい。上表からは、四大商業銀行と株式制商業銀行が、其の他金融機関に資金を提供していることが確認できる。但し、株式制商業銀行のコール資金の放出原資は債券レポ取引で調達したものであり、コール資金市場のプライスリーダーも四大商業銀行に他ならない。尚、コール金利が債券レポ金利と比較し常に大きく増減するのは、資金の取り手の信用リスク差によるものであり、金利の動向を示すものではない。資金ディーラーは通常コール金利に注意を払うことなく、債券レポの水準を目線に取引を行っているのはこの為である。

両市場は相互に裁定が働くこととなり、共に四大商業銀行の影響力が極めて強く及び、寡占市場である。

債券レポ市場とコール市場に共通する特徴は、市場が資金の出し手と取り手に二分され、通常の金利操作（例えば 0/N 調達と 1 年放出等の金利リスクをとった資金操作）が殆ど見られないことである。

また両市場共、為替スワップ取引や一部債券銘柄でみられる両サイドプライス（売値・買値の同時呈示）は基本的に存在しない。プライスリーダーである四大商業銀行の金利水準は、資金放出サイドの金利条件であり、同行の資金調達金利ではない。

## 2. その他の資金市場

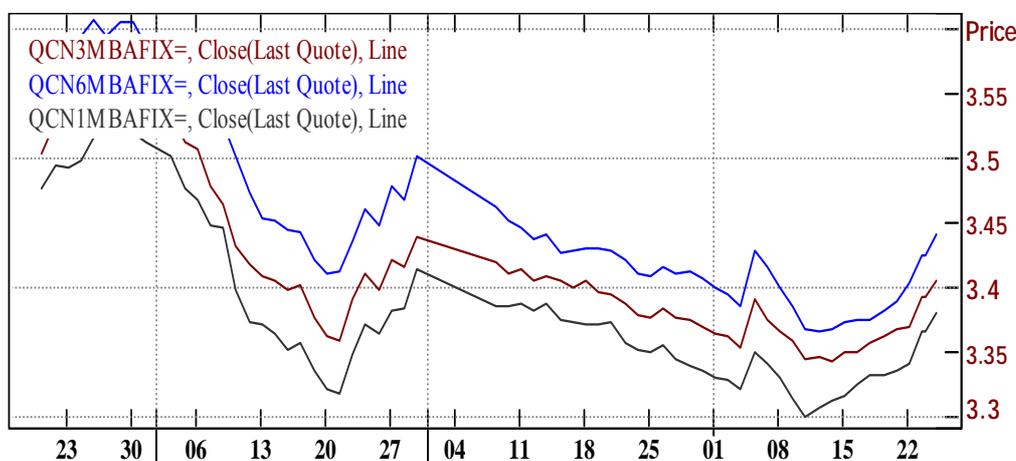
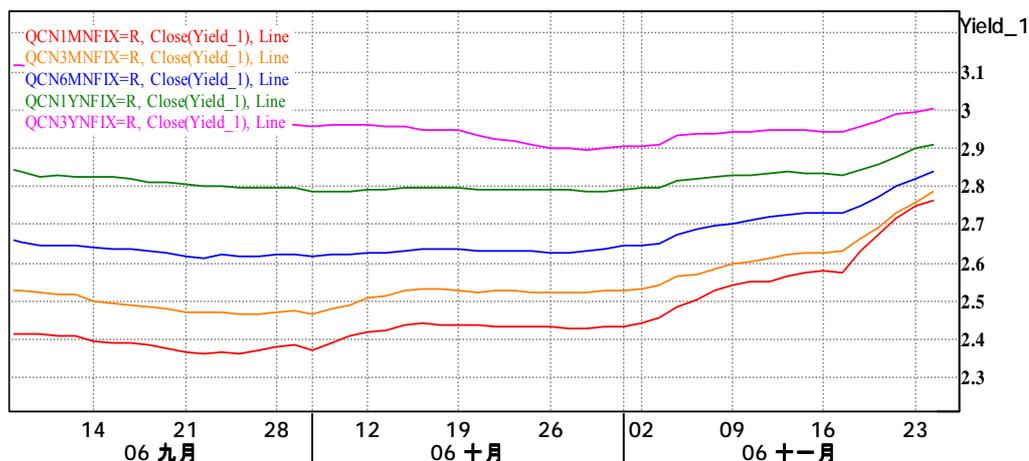
昨今の金利急騰で注目すべきは、債券レポ市場・コール市場と他の資金取引間の乖離である。

以下は、銀行間債券現物利回推移（中央銀行債券）と銀行間手形再割引市場利回推移である。

預金準備率操作発表以降、金利の上昇傾向は顕著であるが、債券レポ市場と比較し、金利の上昇は遥かに小さい。従来は僅かであった中央銀行債券の現物市場の利回りと債券レポ市場の利回り間に大きな格差が生じている。



【上図：中央銀行債券利回推移、下図：手形再割引市場利回推移 (by REUTERS)】



債券レポ市場と債券現物市場間の格差発生の説明としては、金融機関が時価評価対象から債券投資を除外できる「Hold to Maturity」として記帳を行っている結果、価格変動リスクに晒されない半面、資金需要発生にも債券売却が出来ない状況にあるとの見方、資金需要者に短期資金調達代替となり得る短い残存期間の債券が不足しているとの見方、現行の債券レポ金利水準が四大商業銀行間の談合の産物であり、単純な比較はできないとの見方、通貨当局の意図が背景にあるとの見方等、様々な説明が存在している。

尚、2006年央の市場開放以降、急速に規模を拡大し、豊富な流動性と、出し取り両方向（SELL/BUY、BUY/SELL）の良質なプライス（出し取り間の差が小さい）が存在する外貨対人民元為替スワップ市場も、外貨を担保とした一種の資金市場である。

為替スワップ市場は、中小金融機関が資金の取り手に加わっている債券レポ市場と異なり、有力地場・外資銀行15行からなるマーケットメーカー行が中心となった市場であり、当行もその一行である。預金準備率操作は、為替スワップ市場に影響を与えているが、その影響の規模は債券現物市場同様に小幅に留まっている。

債券レポ取引と為替スワップ取引間の金利差発生は、未だスワップ市場にアクセスできない\*地場中小金融機関のみが大きな資金需要を発生し、債券レポ市場を中心に資金調達を行っていることの表れであると考えられる。



- \*中小金融機関の為替スワップ取引上の障害：
  - デリバティブライセンス無し（CBRC 規制）
  - 長年外貨業務を規制され、外貨資金量少ない（CBRC 規制）
  - 信用力低くスワップ枠の確保が困難（商業銀行間）
  - 外債枠小（SAFE 規制）

### 3. 今後の人民元金利動向

上述の通り、目下の債券レポ金利・コール金利の水準は、明らかに市場の需給を反映しない、過度に高い水準にあると考えている。

しかしながら市場では、引き続き更なる金融引き締めの可能性が論じられており、早期の貸出・預金基準金利の追加利上げ論も未だ根強く、また年末から春節にかけての中国における資金需要期が到来することもあり、金利が下方硬直的になる可能性があると考ええる。

#### 【預金準備率操作の歴史】

	預金準備率
1984年	企業預金 20%、農村預金 25%、個人預金 40%
1985年	10.0% 預金準備率統一
1987年	12.0%
1988年9月1日	13.0%
1988年3月21日	8.0%
1999年11月21日	6.0%
2003年9月21日	7.0%
2004年4月25日	7.5% 一部地方銀行、信用社への選別的準備金制度導入
2006年7月5日	8.0%
2006年8月15日	8.5%
2006年11月15日	9.0%

#### 【2006年4月以降の金融引締】

- 4月28日：貸出基準金利利上（預金金利据置）
- 5月18日：第一回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債券を市場実勢比高価格で発行)
- 6月13日：第二回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債権を市場実勢比高価格で発行)
- 6月16日：預金準備率操作 7.5% 8.0%（7月5日実施）
- 7月13日：第三回定向中央銀行手形発行(指名行に対し債券を市場実勢比高価格で発行)
- 7月21日：預金準備率操作（8月15日実施）
- 8月19日：預金・貸出基準金利利上
- 8月19日：外貨預金準備率操作 3% 4%（9月15日実施）
- 11月3日：預金準備率操作 8.5% 9.%（11月15日実施）



## 投資：特別許可権風力発電入札結果から中国風力発電事業を見る

三菱日聯諮詢(上海)有限公司  
コンサルタント  
李 琛

中国政府は風力発電設備の国産化と風力発電事業の規模拡大を促進するために、2003年より、特別許可権(以下特許権と呼ぶ)風力発電事業公開入札を実施している。本年は、同事業の第4期にあたる。去る2006年8月16日に特許権風力発電事業第4期公開入札が北京で行われ、9月上旬に落札結果が公表された。

本稿は特許権風力発電事業第4期公開入札の落札結果について紹介する。

### 1. 特許権風力発電事業第4期落札結果

第4期は3つの風力発電プロジェクトからなる。内モンゴル巴音風力発電プロジェクトに10社、河北省阜平河風力発電プロジェクトに8社、内モンゴル輝騰梁風力発電プロジェクトに8社の風力発電企業が参加した。

表1 第4期特許権風力発電事業公開入札結果

項目	巴音	阜平河	輝騰梁	
設置容量(MW)	200	200	300	300
落札企業	龍源電力集団と雄亜(HERO ASIA BVI CO. LTD.)企業連合体	中国省エネ投資公司与香港建設(持株)有限公司企業連合体	中広核エネルギー開発有限責任公司与中広核国際有限公司企業連合体(300MW建設)	北方連合電力有限責任公司(300MW建設)
設備提供企業	金風科技股份有限公司	浙江運達風力発電工程有限公司	東方汽輪機廠	大連重工起重集團華銳風電科技有限公司
設置機種(台数)	金風70/1500(134)	WD49/750(54) WD54/800(100) WD77/1500(53)	FD70B/1500kW(200)	70/FL1500(200)
年間理論発電量(万Kwh)	63650	65746	126305	112604
年間系統連系電力(万kWh)	46592	43860	89630	86280
投資総額(億元)	15.7977	16.0482	240970	263575
単位投資額(元/kW)	7860	8024.1	8032	8786
落札売電価格(元)	0.4656	0.5006		0.4200

出所：中国風力協会公開資料(2006年9月19日)《風力発電》(2006第四期、総第85期P48～P57)に基づき、筆者整理

### 2. 第4期入札結果の分析

特許権風力発電事業は国家發展改革委員会の主導で、2003年より年一回実施されているモデル事業である。本事業の結果から、中国政府の風力発電事業に対する指導方針、事業の方向性、ポテンシャルなどを見出すことができる。

## (1) 事業規模が拡大している

2003年第1期特許権プロジェクト設置総容量は200MWなのに対し、2006年第4期の開発規模は約1000MWに達しており、いままで最大規模の特許権風力発電事業となる。設置容量が3年間で5倍となっており中国風力発電事業の大きな成長性を示している。

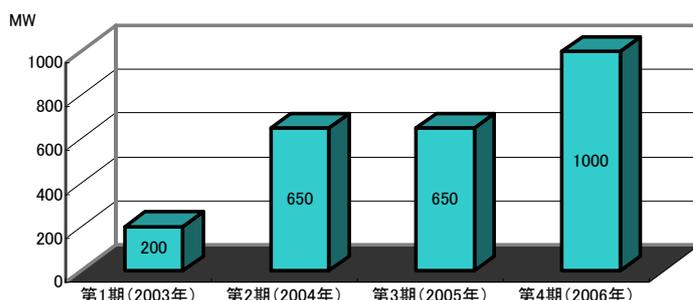


図1 第1期～第4期特許権風力発電事業設置容量の推移  
出所：中国風力協会及びその他のマスコミ公開資料に基づき、筆者整理

## (2) 企業連合体で優遇政策を狙う

外資企業と中国国内企業は企業連合体を組むことで、外資企業と同様な優遇政策を享受可能となる。設備輸入関税及び増値税の減免、稼働後2年間所得税免除、3年間7.5%の比率で所得税が徴収され、その以降所得税が15%となる措置である。

第4期特許権風力発電事業公開入札では、上記の優遇政策を狙うために国際企業連合体の入札形態を採用した例が見られた。表2に落札企業の事業体を示す。

表2 第4期特許権風力発電事業落札企業及び設備提供企業

入札プロジェクト	設置容量 (MW)	事業者名	設備提供企業名	使用機種
内モンゴル巴音風力発電所	200	龍源電力集団と雄亜(HERO ASIA BVI CO. LTD.)の企業連合体	新疆科技股份有限公司	金風70/1500
河北省張北県单晶河風力発電所	200	中国省エネ投資会社と香港建設(持株)有限公司の企業連合体	浙江運達風力発電工程有限公司	W D 49/750
				W D 54/800
				W D 77/1500
内モンゴル輝騰梁風力発電所	300	中広核エネルギー開発有限責任会社と中広核国際有限公司企業連合体	東方汽輪機廠	FD70B/1500kW
	300	北方連合電力有限責任会社	大連重工起重集団華銳風電科技有限公司	70/FL1500

出所：中国風力協会公開資料(2006年9月19日)《風力発電》(2006第四期、総第85期P48～P57)に基づき、筆者整理

内モンゴル巴音風力発電プロジェクトの落札企業の1社である雄亜会社は龍源会社の Virgin Islands (British) で登録している。また、河北省張北県单晶河風力発電プロジェクトの落札企業



の1社である香港建設(持株)有限公司は、香港の大手建設会社であり、黒龍江の風力発電プロジェクトにも力を入れている。

### (3) 風力発電売電価格は現状維持

第4期特許権風力発電事業の落札売電価格を見てみよう。第1期～第3期の落札売電価格とは大きな差がなく、横ばいの状態が続いている。

表3 第1期～第4期特許権風力発電事業落札売電価格表

期別	年度	特別許可権プロジェクト	設置容量 (単位: MW)	落札価格 (元/kWh)	電量 (kWh)
第1期 プロジェクト	2003年	江蘇如東風力発電所第1期	100	0.4365	0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7
		広東惠来風力発電所	100	0.5013	
第2期 プロジェクト	2004年	江蘇如東風力発電所第2期	150	0.519	
		吉林通榆風力発電所	400	0.509	
		内モンゴル輝騰錫勒風力発電所 (第1期)	100	0.426	
第3期 プロジェクト	2005年	江蘇大豊風力発電所	200	0.4877	
		江蘇東台風力発電所	200	0.4877	
		山東青島即墨風力発電所	150	0.6	
		甘肅酒泉安西風力発電所	100	0.4616	
第4期 プロジェクト	2006年	内モンゴル巴音風力発電所	200	0.4656	
		河北阜平河原風力発電所	200	0.5006	
		内モンゴル灰壘梁風力発電所	600	0.4200	

出所：中国風力協会公開資料及びその他の公開資料に基づき、筆者整理

売電価格は風力発電所稼働後3万時間以内と以後について価格が変動する。表3に表示した売電価格は3万時間以内の系統連系価格であり、3万時間経過後は所在地の脱硫火力平均基準系統連系価格となる。

第1期～第4期の売電価格は大きな変化がないが、ただ唯一第3期の山東省即墨風力発電所の売電価格が一番高く、0.6元/kWとなっている。入札企業は1社のみであり、提示価格は0.72元/kWであった。それに対して、政府主管部門が0.6元を提示した。結局このプロジェクトは長い未定の段階を経て、0.6元/kWの売電価格で決まった経緯があった。

特許権風力発電事業の落札価格は山東即墨の0.6元/kW以外、0.42元～0.52元/kWの水準になっている。風力発電は火力発電や水力発電と比べ、事業採算性が悪い。中国風力協会理事長施鵬飛氏の話では、風力発電の売電価格が0.6元/kWになれば、発電企業の資本金内部収益率が10%に達して、火力発電の投資対リターン率よりやや高くなると発言している(《経済観察報》2006年1月3日関連記事による)。

### (4) 風力発電設備の国産化を促進

2003年、特許権風力発電事業公開入札条件には、使用する風力発電設備の国産化率が50%



という条件があった。それに続き、2004年以降では70%以上となっている。

こうした政策の取り決めと同調するように、2005年8月5日に国家発展改革委員会は《風力発電設備現地化の加速発展についての国家発展改革委員会弁公庁意見に関する通知》(発改弁能源[2005]1593号)を出している。この通知の中で、今回の第4期の落札結果を裏付けるような内容が見られる。

### 内容1

新疆金風科技股份有限公司と大連重工起重機械廠を重点に支持し、量的な生産を通して、メガワットレベル以上の風力発電設備の製造と研究開発技術を身につけ、自主知識権のある風力発電機ブランドを製造し、風力発電産業チェーンの発展を促進する。(直訳)

第4期のプロジェクト落札企業への設備は、上述の新疆金風科技股份有限公司と大連重工の子会社華銳風電科技有限公司が供給している。

また、2006年9月10日中国共産党総書記胡錦濤は新疆金風科技股份有限公司を視察した。胡錦濤総書記の同社への視察は今後政策的に中国政府が風力発電設備生産企業に引き続きサポートを行い、風力発電事業の促進に更なる力を入れることを明示している。

### 内容2

生産と需要の結合を図る。規模化で産業化を促進。  
龍源電力公司与新疆金風科技股份有限公司が協力して新疆自治区、甘肅省で、華能新エネルギー産業持株有限公司と大連重工が協力して遼寧省(阜新)でそれぞれ50万kW以上の風力発電所を作ることによって、新疆金風科技股份有限公司と大連重工起重機械廠の国産風力発電設備に市場保障を提供し、わが国の風力設備製造業の発展を促進する。(直訳)

表2の落札企業を見ると、龍源公司与金風公司是パートナーとして、内モンゴル市場を開拓している。また大連重工の華銳風電科技有限公司は北連合電力有限公司と提携を行っている。北方連合電力公司是、内モンゴルに拠点を持っており、2003年中国の電力改革で、発電所と送電網の管理運営が分離されてから作られた会社であり、中国華能集团公司、中信泰富有限公司、中国神華能源股份有限公司、内モンゴル電力投資有限責任公司的4社が株主である。国家発展改革委員会の通知(発改弁能源[2005]1593号)では、大連重工のパートナーが華能新エネルギー産業持株有限公司となっているが、この会社は北連合電力有限公司の株主である中国華能集团公司の子会社である。大連重工は華能新エネルギー産業持株有限公司の親企業である華能集団の内モンゴルにある関連企業との提携で、風力発電市場を開拓している。

浙江運達風力発電工程有限公司と東方汽輪機廠も第4期で落札できた。

第4期では浙江運達風力発電工程有限公司は中国省エネ投資公司与提携している。実はこの2社は緊密な協力関係を作っている。

中国省エネ投資公司是環境保護、省エネ分野の国有大手企業であり、会社の高層幹部の多くは元国家計画委員会(現国家発展改革委員会)の幹部である。中国省エネ投資公司の子会社である「中節能風力発電投資有限公司」は河北省の張北や新疆の托里などで風力発電事業を行っている。開発した風力発電所の設置総容量は12.45万kWに達している。



浙江運達風力発電工程有限公司は浙江機電集团有限公司の子会社である。浙江機電集团有限公司は中国で一番早く風力発電設備製造に乗り出した企業である。主力機種は250kWと750kWの風力発電機である。現在浙江運達風力発電工程有限公司は国家863プロジェクトである1.5MW風力発電機の研究開発を行っている。

2006年6月に、中国省エネ投資公司是浙江機電集团有限公司の子会社浙江運達風力発電工程有限公司に増資し、浙江運達風力発電工程有限公司を浙江機電集团との合併企業に改組した。大手国有企業の両者は浙江運達風力発電工程有限公司を中国のメガワットレベルの風力発電機の開発プラットフォームにすると計画している。この合併により、浙江運達風力発電工程公司の生産能力は、2007年に100MW、2008年150MW、長期生産能力が300MWに達する見込みとなっている。浙江運達風力発電工程公司によって中国省エネ投資公司に供給される風力発電設備は750kW、800kW、1500kWとなっているが、その中の1.5MW(1500kW)機種の風力発電機は研究開発中にあるが、設備全体及び肝心部品の初步設計は中国科技部の検収に合格している。

今回の設備提供落札企業の中には、中国の西南部の四川省に設立した東方汽輪機廠があった。同社は2004年11月にドイツREpower社のFD70AとFD77Aを導入しており、1500kWの中国最大出力の風力発電機を生産している。2006年9月8日、同社はドイツ技術を受け継ぎ、自社研究成果を加え、中国企業独自生産の初めての1500kW低温型風力発電機を完成した。この低温型風力発電機は内モンゴルの風力発電所に設置される予定である。

第4期特許権風力発電事業で東方汽輪機廠と協力して内モンゴル輝騰梁風力発電所プロジェクトで落札したのは、中広核エネルギー開発有限公司と中広核国際有限公司企業連合体である。この2社は中国広東核電集团有限公司の子会社である。原子力発電企業の風力発電事業への参入は何を意味するのであろうか。

## (5) 風力発電の生産と消費分野に比例制度を導入

第4期風力発電事業公開入札で落札したのは、全部国有の大手電力発電企業と国有の風力設備生産企業である。売電価格が横ばいで、大きな利益が見込めない時期には、大手国有電力開発企業の動機付けは何であろうか。推測の域を出ない部分もあるが、将来動向を無視できないこともあり、ここで敢えて紹介したい

### 1) 再生可能エネルギー比例制度

発電企業に関する比例制度(中国版RPS法?)

2006年4月26日に、北京で開かれた電力工業中長期発展検討会に出席した国家科発展改革委員会エネルギー局再生可能エネルギー処長である史立山氏は、「国家発展改革委員会は非水力再生可能エネルギー発電企業に対して、比例制度を実施する」と紹介した。発電設置容量500万kW以上のエネルギー企業は2010年までに非水力発電再生可能エネルギー比例を5%、2020年までに10%に達しなければならないと規定している。この比例制度が許可されれば、中国の大手発電企業は再生可能エネルギー発電の定額達成義務を負うことになる。

電力消費企業に関する比例制度

一方、2006年10月15日に深センで国際再生可能エネルギー技術と投資フォーラムが開催された。国家発展改革委員会エネルギー研究所高級顧問周鳳企氏の話によると、中国政府は現在企業に対する再生可能エネルギー比例分配制度の施行を考えているという。彼の解釈では、再生可



エネルギーを量化させ、一定の基準に基づき、企業に分配、使用してもらうことである。この比例分配制度は強制的なものとなるようだ。なお、この制度に沿って実施した企業に対して、政府関係部門の審査、プロジェクトの必要な資金などの面で優遇政策を提供するという。

同度はすでに国務院に提出され、国務院の許可を待っているところである。

企業に強制的に再生可能エネルギーを使用してもらう比例分配制度は、再生可能エネルギー利用市場を確保することになる。この制度の実施により風力発電事業は拡大するであろう。

## 2) 風力発電価格政策の調整

特許権風力発電事業が公開入札となったことで、事業の採算性が悪化し、事業者の間では風力発電の電力価格政策を改定しようという声が高まっている。

2006年10月19日に開かれた中国投資協会エネルギー発展研究センターと地方電力専門委員会共催の再生可能エネルギー発展検討会において、国家発展改革委員会研究所副所長の劉樹傑氏は、関係部門は現在風力発電の電力価格の調整政策制定を急いでいると発表した。

劉氏によると、《再生可能エネルギー発電価格と費用分担管理試行弁法》は今後再生可能エネルギー開発利用に有利な方向へさらに完備される。そして、劉氏は風力発電も火力発電のように平均標準価格を実施すべきであり、火力発電と比較して安い入札価格の差分を補填できるとコメントしている。さらに、劉氏は《再生可能エネルギー発電価格と費用分担管理試行弁法》に規定された再生可能エネルギー電力価格分担システムは合理的ではないので、改定する必要があると言っている。

国家発展改革委員会エネルギー研究所は中国政府のエネルギー政策制定機関の頭脳である。劉氏の風力発電売電価格の改正方向に関する発言が政策にどのように影響していくか引き続き注目したい。

## (6)2020年までの風力発電産業の発展目標

《再生可能エネルギー中長期規画》(頒布予定)では2010年に再生可能エネルギー消費はエネルギー消費全体の10%(2005年は7.5%)、2020年には16%を占めると予測している。風力発電は重要な再生可能エネルギーとして、次のような中長期(2020年まで)の発展目標が立てられている。

表4 再生可能エネルギー中長期発展規画における風力発電発展目標

項目	内容		備考
	年度	設置目標	
設置容量	2010年	500万kW	①約30の10万kW大型風力発電所を建設; ②江蘇、河北、内モンゴルという3つの百万kW風力発電基地を作る
	2020年	3000万kW	①風力発電所総設置容量200万kW以上のいくつかの省が現れる; ②6つの百万kW風力発電基地を保有。
新規増加設置容量	2020年	2900万kW	投資総額約2000億元
設備生産	2010年	国内製造をメインとする設備製造能力を形成	—
	2020年	知識財産権のある設備国内生産能力を形成	—

出所：2006年6月17日全国人民代表大会会議センターでの国家発展改革委員会エネルギー局長徐錠明氏のプレゼン資料に基づき、筆者整理



### 3. 最後に

巨大な風力発電市場である中国では、中国政府の政策推進により、風力発電設備の国産化率向上と国有発電企業の風力発電市場シェアの拡大が着実に進んでいる。こうした中で、1980年代から中国の風力発電産業に技術と設備を提供してきた GAMASA、NORDEX、VESTAS など欧州大手風力発電企業は現地法人を設立し、市場に積極的に参入している。技術や設備の提携関係から事業の競争関係に変わりつつある中国本土風力発電企業と外国風力発電企業が今後どういうふう中国の風力発電市場をシェアしていくかは注目していきたいところである。

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

所在地： 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL : 86-21-5888-3590 FAX : 86-21-5047-2180



## 法律：労働問題発生時の第三の自力解決

リチャード法律事務所  
法律顧問 高居 宏文

労働問題が起きた場合、まずは、1) 雇用主側と労働者間の直談判、又は、2) 弁護士を間にに入れての話し合いを行い、これで解決できない場合には、ストレートに労働仲裁委員会に行くというのが通常であった。しかし、御存知の通り、労働仲裁委員会に行けば、労働者側も会社側も時間、金、労力を浪費することになるし、経営者側も当該労働仲裁への対応に神経を使わなくてはならなくなるため、重要な経営に注力できなくなることが多い。このような浪費の多い労働仲裁に行く前に、何とかして会社の中で自力解決する道はないであろうか？

そこで、今回は、労働問題を効率的に処理するための第三の解決方法として、労働紛争調停委員会を使った処理方法を提案してみることにする。

労働紛争調停委員会（以下、「調停委員会」という）は、法律によって設置が強制されている組織ではなく、あくまで会社の任意によって設置できる組織である。任意であるがゆえに、これまでほとんどの会社で労働紛争調停委員会は設置されていなかったといえよう。設置されなかった理由としては、まず、「労働」という名のつく組織は、労働者に有利となり会社にとって不利益と考える、所謂「労働」アレルギーがあったのと、もう一つは、単純に調停委員会に対する理解が不十分であったことが考えられる。

しかし、調停委員会は、一方にとって有利であり、他方に不利となるようなものではない。逆に、うまく使えば、労働者と会社にとってメリットのある組織であるといえよう。調停委員会設置のメリットを掲げると以下のようなになる。

### 費用がかからない

調停委員会は、あくまでも会社内に設置されるものであり、その構成員は後で述べるように会社関係者である。したがって、労働仲裁と異なり、調停を行うに際し、費用が発生しなくて済む。

### 説得力がある

調停委員会の構成員には、従業員代表、企業代表、組合代表の三者代表から構成され、それぞれの立場を代表する者が構成員となっており、それぞれの立場の考え方を反映できると同時に、労働問題の当事者である労働者も、労働者代表、組合代表がいるので、彼らの意見、アドバイスに対しては耳を貸す。当然のことだが、弁護士という会社側の立場に立った第三者の意見より身内からの説得の方が労働者に効果的である。

### クッション剤的效果

ある程度弁護士を雇う経済力や法的知識があれば、労働仲裁委員会に行く労働者もいるが、実際はそのような経済力や法的知識がない労働者が多い。そうすると、行き場のなくなった労働者



は、時に暴動を起こしたりと過激な行動にでる場合があるが、調停委員会への申立は、労働仲裁のように専門的な知識がなくても大丈夫であり、相談ベース調で、申立でき、過激な行動に出る前に話し合いの場を持つ。

#### 事実に従った処理

調停委員会は、労働仲裁委員会の仲裁員と異なり、その構成員が会社関係者ということもあり、労働者のこともよく知っているし、何よりも、事件の経緯を的確且つ迅速につかみやすい。事件を的確に解決するためには、労働者の人柄、事件の経緯をしっかりと把握していなければならない。労働仲裁の場合は、申請人と被申請人がそれぞれ証拠をもって、事件の経緯を立証しなければならないが、そこで採用される証拠も、過去の状況を動かさない状態で記録したもの（例、書面）ばかりで、従業員の証言などいつでも変化しうるものは採用されないことが多い。しかし、労働問題は、上述のような書面がない場合が多い。そして、労働仲裁の仲裁員も自ら会社に足を運んで証拠収集するという事はない。そうすると、労働仲裁ではたびたび証拠不足によって事実とそぐわない結果が出てくることになる。調停委員会の場合、あくまで会社内のことなので簡単に事実を探知できる。したがって、事実の探知については会社も労働者もかなり労力が省けるし、その効果として、事実即した処理というものが期待できる。

#### 労働仲裁申立時効の中止

貫徹執行 中華人民共和国労働法 若干問題的意見第 89 条によると、調停委員会に調停を申請した日から労働仲裁への申立時効が中止するとなっている。御存知のように労働法第 82 条では、労働仲裁の申立は、当事者が権利侵害を知った又は知り得べき日から 60 日以内になさなければならない。この期間を過ぎると、労働仲裁を申し立てても却下される。但し現実問題として、60 日の期間はかなり短期なので、当該期間内に労働仲裁を提起するのに必要な証拠の準備等が困難な場合がありうる。調停委員会に調停を申請すれば、当該時効は中止し、最大で 30 日の時間を稼げることになる。

#### 労使間のコミュニケーション

労使間でのコミュニケーションは、大きな問題が起きないかぎり行われることが少ないが、調停委員会があれば、日々の労働問題を一緒に解決することにより、お互いに相手側の考え方を理解することができ、また労働問題を解決するという共通の目的のもとに労使間のコミュニケーションが促進され、場合によっては、労使間の一体感も醸成されることが期待できる。

以上掲げたようなメリットのある調停委員会だが、これを設置する際に注意すべきことがいくつかあるので、それを以下に示しておく。

#### 御用調停委員会としないこと

労働者関係の組織を社内に作ろうとすると、会社側は、すぐ御用タイプの組織を作ろうとする傾向があるが、それは止めた方がよい。もし、労働者が調停委員会に調停を申請しても、所詮会社の立場しか述べず、労働者の立場に何ら配慮しないということになると、調停委員会は利用されなくなり、設置した意味がなくなる。

会社代表は 3 分の 1 を超えてはならない



先に述べたように、調停委員会は、従業員代表、会社代表、組合代表の三者代表から組織されるが、《中華人民共和国企業労働争議処理条例》第8条によると、会社代表は、調停委員会の委員総数の3分の1を超えてはならないとしている。

#### 調停委員会の主任は組合代表

調停委員会の主任は、組合代表になる。従って、調停委員会では会社が主導権を握ることはできない。

#### 調停委員会は人選が要

従業員代表、組合代表が、法律を全く理解していなかったり、従業員から信頼されている人でないと、効果的な問題解決を行うことができず、結果として、調停委員会は有効に機能しない。従って、調停委員会を設立するタイミングとしては、社内にそういう人材が育ってきているときにした方がよいだろう。

#### 調停委員会の調停は強制執行力なし

調停委員会は、司法機関でも行政機関でもないので、調停委員会での調停には強制執行力がない。従って、違約があったとしても、これに基づいて裁判所に強制執行を申し立てることはできない。もし、強制執行が必要な場合には、調停委員会での調停では不十分なので、労働仲裁委員会に仲裁を申立て仲裁判断を取得しておく必要がある。従って、会社が労働者に金銭賠償又は金銭の返還等を求める必要がある場合には、安全を期して労働仲裁を申し立てておいた方がよい。調停委員会の利用は、労働者が会社に対して理不尽な要求を申し立ててきたときに使うのが一番効果的である。

以上の点に気をつけて調停委員会をうまく使えば、これまでは労働仲裁委員会送りとなっていた案件の大部分を社内で処理することができるし、労働者の過激な行動も抑止できるのではないかとと思われるが、いかがであろうか？

#### (執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小耘律師事務所) 上海本部

(連絡先)住所: 上海市延安東路 100 号聯誼大廈 1 8 楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlawyers.com ホームページ: <http://www.rwlawyers.com>

拠点: 上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。 [saika@rwlawyers.com](mailto:saika@rwlawyers.com)



## 税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国税務マネージャ：堀越大三郎

### 2006年中の中国税務関係トピックを振り返って

今月号では年末の総まとめとして、2006年中の中国税務関係のトピックの中から、特に大きなものを6件ピックアップし、まとめましたのでご参照下さい。

#### 外国投資者の国内企業買収に関わる規定

2006年8月、中国国家商務部、国有資産監督管理委員会、国家税務総局などの六機関は、外国投資者の国内企業買収に関する規定（“10号通達”）を発表しました。この通達は2006年9月8日から実施され、外資が買収により中国市場に進出することを規制するために制定されました。

#### 基本的な取扱い

中国企業を買収する外国投資者は商務部、主管国家工商管理局及び外貨管理機構に申請しなければなりません。買収後、外資企業登録資本の比率が25%以上となる場合、外商投資企業の待遇を享受できますが、25%未満となる場合、外商投資企業の待遇を享受できません。外貨債務が必要な場合、国内の非外商投資企業の外債借入関連規定に基づき取り扱われます。しかし、税制改革の関連政策が間もなく実施される為、国内及び外資企業の待遇上、本質的な違いがあるかどうかは、今後見極める必要があります。

#### 国有資産流失に歯止め

近年の外資の国内大手企業買収の加速に伴い、買収による中国国有資産の流失を防止するため、10号通達によれば、外国投資者の国内企業を買収後、事実上の支配権を取得し、それが重要な産業、国家経済の安全要素に影響し、あるいは影響し得る場合、また有名な商標をもつ、あるいは中国固有の有名な商号を持つ国内企業が事実上の支配を譲渡する場合、商務部に届け出なければなりません。届け出をしなかった企業に対しては、商務部は承認しないことができ、取引を停止させることもできます。

買収価格の計算上、10号通達の規定により、買収当事者は、資産評価機構による譲渡持分の価格案あるいは譲渡資産の評価額案に対する評価結果を、取引価格の根拠とします。買収当事者は中国国内で法律に基づき設立した資産評価機構を利用できます。資産評価時には国際的評価方法を用いる必要があり、様々な形で海外へ資産を持ち出すこと、評価価格に比べ明らかに低い価格で持分を譲渡したり、資産を販売することは禁止されています。

#### 外商企業資格の確認

10号通達により、国内企業を買収する外国投資者の資格要綱が具体的に規定されており、国内企業を買収する外資の資格は厳しく管理されています。例えば、持分を支払い手段とする買収では、国内企業を買収する海外会社は、特別な状況を除き、上場企業でなければなりません。上場する地域には証券取引制度が完備されてなければなりません。加えて、会社及び管理層は直近三年間、監督管理機構の処罰を受けていないことも条件となっています。その他、国内企業あるいは自然人が海外の法規に則り設立・支配する会社の名義で関連国内会社を買収する場合も、商務部へ届け出る必要があります。



## 独占防止

外商企業が国有企業を買収することにより中国市場を独占することを防止するために、10号通達の規定では、中国市場での営業額が一定規模の企業、買収した累計国内企業数が多い企業、あるいは中国市場占有率が高すぎる企業は、国内企業買収時、商務部及び国家工商管理局に届け出なければなりません。商務部及び国家工商管理局はこのような買収案件が正当か、消費者の利益を侵害しないか等の評価し、法律に基づき承認するか否かを決定します。

## その他の条項

これ以外に、買収中の対価の支払い及び資料の提出について、10号通達中に明確な規定があります。例えば、外国投資者は国内企業を買収し外商投資企業を設立した場合、外商投資者は外商企業営業許可証の発行日から3ヵ月以内に対価を全て払い込まなければなりません。特別な状況の場合、延長を申請できますが、最長で外商投資営業許可証の発行日から6ヶ月以内に対価の60%を払い込み、1年以内に対価の全てを払い込むものとし、また実際に払い込む出資比率で利益を配当します。10号通達では、申請文書中、買収された国内企業の従業員配置計画の審査機関への提出が求められています。この規定は、政府は外資が国内企業を買収する際の従業員利益の確保をするものとみられます。

### 中国本土と香港間の包括的二重課税防止協定の締結について

1998年に締結した所得に対する二重課税防止協定(“旧協定”)の更新及び補充として、2006年8月21日に香港特別行政区政府及び中央政府は、包括的二重課税の回避、脱税及び租税防止協定(“新協定”)を締結しました。双方が2006年12月31日前に、必要な審査手続を履行する場合、新協定は来年から有効となり(中国本土:2007年1月1日より;香港:2007年4月1日より)、同時に旧協定は失効となります。

## 源泉所得税

	配当	使用料	利子
中国本土における税率 (協定が締結されていない場合)	0%/20%	10%	10%
香港における税率 (協定が締結されていない場合)	無し	5.25%	無し
新協定の税率	5%/10%	7%	0%/7%

現在、海外投資者が中国国内の外国投資企業から取得する配当は中国税法上、免税とされていますが、当該優遇政策が廃止された場合には、新協定は香港の投資者に一定の保証を提供し、中国本土への投資に対する確実性を高めることとなります。また、源泉所得税に係る新協定は中国本土が締結した租税条約の中で最も税率の低い協定の1つとなります。

## キャピタルゲイン

新協定には、キャピタルゲインに係る規定が追加されました。下記の条件を満たす場合、香港の投資者が有する中国本土にある企業の株式譲渡に対する所得税が免除されます。

- 譲渡株式が当該中国本土にある企業の株式全体の25%を超えないこと
- 当該中国本土にある企業の主な資産が直接的にも間接的にも中国本土にある不動産で構成されていないこと

香港においては、資本性の財産譲渡所得は課税対象とならない為、この規定は、事実上、香港の納税者のみに対する優遇措置となります。



## 情報交換

また、新協定に、“情報交換”という条項が追加されました。本規定は1995年のOECDモデルをベースとしています。本規定では、本協定が規定する必要な情報、もしくは協定が規定する税目に関して、各々の内部法規に規定する必要な情報しか双方は交換できないとしています。よって、双方の所轄当局は各々の内部法規に基づき又は通常の運営において入手できない情報及び貿易、営業、産業、商業もしくは職業上の秘密を提供する義務はないこととなります。

中国本土と香港間で事業活動を行う事業者は、新協定に規定される情報交換の範囲に対し、大きな関心を寄せています。新協定に基づき、中国本土と香港の税務当局が事業活動に係る数多くの情報を得ることにより、税務負担が増加することが懸念されていたからです。現在、狭義的規定は双方の事業者にとって歓迎すべきものとなっています。

## 税務プランニング

新協定のキャピタルゲインに対する免税規定と、配当、特許権使用料及び利子に係る比較的低い源泉所得税率が香港の競争力を高め、かつ中国本土で事業や投資を行う香港を魅了しています。考えられる税務プランニングには下記の様なものが挙げられます。

- 外国企業が香港に設立する持株会社を通じて、中国本土に投資
- 香港会社を中国本土での投資資金調達元として利用
- 香港会社を中国本土での知的所有権許諾元として利用

### 不動産市場への外資導入及び税收政策関連の変化

建設部、商務部、国家発展改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理总局、国家外貨管理局は2006年7月11日に『不動産市場の外資導入規制及び管理関連の意見』(建住房[2006]171号)を共同公布し、外国投資者の中国不動産市場への投資に対する制限を規定しました。中国国内で不動産開発及び管理に従事している外国投資者にとって、外商投資企業設立を通してのみ中国国内で不動産業界に投資できると同通達に明記されています。商務部及び工商行政管理总局が外商投資企業承認及び登記の所轄機関となります。また、171号通達によりますと、外資の不動産市場への投資に対する規定は下記の通りです。

- 1) 設立される外商投資不動産企業が投資総額1000万USドル以上の場合でも、登録資本は投資総額の50%を下回ることができない
- 2) 登録資本の全額注入が未完了である、もしくは『国有土地使用証明書』を取得していない、又は開発プロジェクト資本金がプロジェクト投資総額の35%に達していない場合、企業は外貨を借入れることはできず、外貨管理局はその企業に対して、外商投資企業外貨登記又は外債の外貨決済承認を行ってはならない
- 3) 外商投資不動産企業の国内外投資者が契約、定款、株式譲渡契約及びその他の書類にて、いずれか一方の投資者に投資収益(又は、それ同等の収益)を保証する条項を定める場合、外貨管理局はその企業に対して外商投資企業の外貨登記又は登記変更を行ってはならない

しかし、所轄承認機関は、外商投資による不動産企業を設立するための最低登録資本額は具体的に規定していません。

また、国外投資者が国内で自ら使用・居住する住宅に対し、171号通達で厳しく規定されています。一定条件を満たす国外投資者(例えば、国外機構が国内で設立する支店や駐在員事務所及び中国国内で一年間以上働いている/勉強している外国人、又は個人生活のための香港/マカオ/台湾地域の人々及び華僑)に限り、実際の需要に見合う自ら使用・居住する住宅を購入することができます。



しかし、171号通達によれば、「自ら使用・居住する」という概念に対する具体的な説明がない事には注意しなければなりません。北京市では、外国人による国内での住宅購入に対して厳格な管理が始まっており、一個人は一住宅しか購入できないと規定されています。しかし、他の地区（例えば上海）では、まだこの点に対する具体的な規定はありません。同時に、171号通達公布前に、既に多数の住宅を購入した外国人をどのように取り扱うか、又は管理及び記録に関して、明確な規定は今のところ定められていません。

171号通達に続いて、国家外貨管理局と建設部は2006年9月1日に『国家外貨管理局、建設部 不動産市場管理を規制する関連問題に関する通達』（匯発[2006]47号）を公表しました。47号通達は外商企業による不動産市場への投資に関しての外貨管理規定を定めています。

47号通達によりますと、国外機構が国内で設立される支店・駐在員事務所、もしくは中国国内で一年間以上働いている/勉強している外国人が中国国内に住宅を購入する際は、購入資金を直接不動産開発企業の人民元口座に払込まなければなりません。不動産開発企業の経常項目の外貨口座に海外からの住宅購入金を留保することはできません。また、国内の駐在員事務所が、経常項目口座資金を、国内住宅購入のために用いることもできません。

2006年7月18日に、国家税務局は『国家税務総局 個人住宅譲渡所得に対する個人所得税徴収関連の問題に関する通達』（国税発[2006]108号）を発行しました。個人の住宅譲渡収入に対して個人所得税20%を納付すべきことが改めて明記されています。これにより、外国人は中国不動産市場に投資する際に、個人所得税の税務コストも考える必要があります。

### 中国内資及び外資企業所得税法統一に関わる動向

国内企業と外資企業とは長い間異なる税法及び税率が適用されてきており、両者間で税務上不公平となっているとの議論がありました。このため、新しい企業所得税法では外資企業所得税法及び国内企業所得税法を統一することとなりました。現在、税制統一議案は国务院を通過し、近日、全国人民代表大会委員会に移され、審議が行われます。新しい企業所得税法は2007年全国人民代表大会で採決され、2008年1月から施行される予定です。

### 税率

税法統一後、国内及び外資企業は同じ税率が適用され、標準税率は現在の33%から24%-26%程度に軽減される見込みです。

### 税務上の優遇政策

税制改革後、優遇政策は国内及び外資企業で同様に適用されます。税法は産業別優遇政策を主とし、地域別優遇政策を従としています。各地方政府（例えば上海浦東新区）の外資誘致政策を考慮しつつ、一部の地域別税収優遇政策は部分的に存続すると見られます。

### 税制改革前後の移行措置

旧税制からの移行の際は2通りの取扱いが見込まれています。1つは、現在の優遇政策はある程度の期間（例えば、5年間）のみ有効とするという取扱いです。もう1つは、条件を満たし、かつ既に関連優遇政策を享受し始めた企業に限り、関連優遇政策（例えば、“二免三減”）を最後まで享受できるというものです。条件を満たすものの、関連優遇政策の適用を受けていない企業に対しては、一定の移行期間（例えば、5年間）の間はその優遇の恩恵を享受できても、移行期間終了後、優遇適用の完了を待たず、旧優遇政策はすべて無効になります。

このため、どのように現在の優遇政策及び可能な限りの延長を利用するかは税制改革前に企業が特別に関心を持つべき問題になると見られます。



## その他の条項

税制改革前には、多くの外商投資企業は関連会社間取引及び“高入低出”（即ち、高い価格で輸入し、低い価格で輸出すること）の貿易方式でコストを割増し、利益を海外に留保し、中国での租税回避をしており、同時に、国内企業も次々に模倣し始めているとみられています。このような状況に対し、新しい税法は租税回避を取り締まる条項を追加する可能性があります。（例えば、関連企業間取引による租税回避を防止するために関連企業間の取引に“独立企業間取引原則”を用い移転価格規則の提出を求める、タックスヘイブンを利用した大規模な租税回避行為を防止する制度を定める、など）

しかし、税制改革後、現行の資産及び収入の税務処理に対しては、変わらない可能性があります。例えば、利益配当所得は依然として企業所得税免税の規定を適用される点、再投資による還付、最長5年の繰越欠損などは、現行と変わりません。

### **国家財政補助政策に対する新しい動き**

2006年は国家及び地方政府は引続き数多くの地域性税収優遇政策を公表した年でした。これら国家及び地域性の税収政策は、先進的発展の沿海都市のみではなく、中西部及び東北地方の旧工業地区向けの政府の財政補助政策も多くありました。

優遇政策のうち、天津市政府では、国内外の企業が天津にて企業本部もしくは地域本部への出資や設立を促進させ、金融業のいち早い発展のために、相応の優遇政策を公表しました。天津市で設立される企業本部及び地域本部はハード面での（物理的）サポート（例えば、天津市の関連政府機関は投資企業が必要な水道光熱を保証する）だけでなく、地方財政補助（例えば、本部又は地域本部雇用の国内外高級管理人員が関連規定によって納付すべき個人所得税は、国外納付分より高い部分のうち、個人所得税の地方収入部分は同レベルの財政機関によって還付）も天津政府機関によって認められています。また、天津市で設立された本部または地域本部は地方政府から一回限りで資金援助も受けられ、その従業員は関連規定により一定の個人所得税優遇政策を享受できます。

一方、国家は東北地方等の旧工業地区の発展を促進するために、2004年から2005年にかけて、多数の税収優遇政策（例えば、固定資産購入関連の増値税仕入税額の控除、記録制度（“备案制度”）に基づき、固定資産の加速減価償却等）を公布しました。上述の政策は既に東北地方の大部分の旧工業地区で既に実施されていますが、実務上の差異も存在しているようです。某省の実務では、国家税務局に記録済の新設企業のみ固定資産加速減価償却申請権限を与え、他の既存企業は以前通りの固定資産減価償却期間を用いなければなりません。

政府の財政補助重点の移行を背景に、伝統的な開放地区（例えば、上海浦東新区）は引続き外資を誘致するために、相応的な補助政策を公布しています。例えば、国家第十一次五ヶ年計画の枠組の中で、浦東新区は相応的に財政補助政策を制定しました。低税率（15%）、地方収入部分の還付（例えば、独立採算の新設研究開発センターに対して、地方財政部分の増値税、営業税及び企業所得税を最初の三年は100%還付、続く三年は50%還付を行う政策等）、地方的補助（例えば、新設の銀行、保険系の金融機構本部に対して、一回限りの補助金1500万元を与える政策等）及び奨励産業（例えば、金融業、物流業、情報サービス業、商業サービス業等）を通じて、関連業界の外資導入を目指し、全国的にも外資を吸引し続けています。

総じて、外資導入を促し、対外開放レベルを向上させるために、沿海地域だけでなく、中西部及び東北地方等の新興地域も、より優遇的な地域性政策を制定しています。同時に、国家政策の方向転換に伴い、海外資本が中国国内にて投資可能な地域は拡大し続けています。伝統な沿海開放区に限らず、外商企業は自社の産業類型によって相応的な投資地域を選択できるといえます。



## 今年の中国移転価格税制の動き

### 事前確認に関する法規

2005年12月13日に国家税務総局は『移転価格事前確認についての通知』(国税函[2005]1172号、以下『通知』)を公布しました。『通知』の趣旨は事前確認管理法規の解釈の明確化・強調、地方税務局を指導し事前確認の業務知識レベルを高めること、及び品質より数量に重点を置くという認識を改めさせることです。『通知』は事前確認の概念及び性質を規定し、各税務当局に対し、事前確認審査では、会計監査を受けている企業又は関連業界を熟知している企業を優先的に選択することを提案しています。特別事前確認について、『通知』は相応の申告義務を規定しています。

『通知』発行後の12月29日に、同じ多国籍企業グループに所属する企業4社がそれぞれ異なる都市の税務局と4つの移転価格協議を締結しました。それは事前確認の実施に大きな意義がありました。現行の移転価格法規では、各関連企業は個々に所轄税務局に対して、事前確認申請を提出しなければならず、各税務局の取扱の違いから、同一グループ企業でも異なる取扱となる可能性がありました。上記多国籍企業のケースは、同一グループ企業が類似の申請条件のもとで、一致した取扱結果を得たものです。

### 移転価格資料作成に関する法規

2006年10月21・22日、国家税務総局は各地方税務局の担当者、プライスウォーターハウスクーパースの税務専門家及び大型多国籍企業の代表者を招待し、2日間の移転価格セミナーを行いました。セミナーで国家税務総局の担当者は移転価格資料作成を義務付ける法規が最終審査・採決段階に入り、2006年年末までに公布される予定であることを明言しました。

移転価格資料法規は主に資料の構成、準備方法及び違反時の法的責任を規定しています。この法規の草案では、資料は二部構成です。第一部は主要資料の部で、企業の運営状況、関連企業取引及び比較対象企業情報による移転価格分析を含みます。第二部は補足資料の部で、主に第一部の移転価格分析に対する補足的な資料となります。

移転価格資料の立法化は国際的な移転価格資料義務化の方式・慣例に沿っています。この法規は納税者と税務当局との間の論争を緩和し、納税者にとって明確な取引利益設定方法の参考となり、納税者が実施する関連企業間取引の合理性を容易に評価・予測できるようになっています。本法規の公布は多国籍企業及び中国国内で関連企業取引がある企業にとり非常に重要といえます。

#### (執筆のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖滨路202号普華永道中心11楼  
Tel : 86 + 21 - 61238888  
Fax : 86 + 21 - 61238800

みすず監査法人  
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー  
担当パートナー 高月重廣  
日本東京都千代田区霞が関3-2-5  
霞が関ビル32階  
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



## 貿易：外高橋保税区企業の分銷権（仕入販売権）審査・認可を保税区管理委員会に委譲

日中経済貿易センター  
上海事務所首席代表 村岡健司

上海保税商品交易市场第二交易市场が11月23日に開催した「外高橋保税区政策諮詢会」の席上、上海外高橋保税区管理委員会経済貿易処の李曉紅科長は、「外高橋保税区企業の商務部8号令に基づく分銷権（仕入販売権）の経営範囲拡大について、今後保税区管理委員会が審査・認可が完結する」と述べた。

審査・認可の権限委譲については、すでに11月中旬から実施されているようだが文書による通達はない。李科長の説明内容は以下の通り。

### 【分銷権（仕入販売権）の審査・認可について】

従来通り上海市對外經濟貿易委員会が認可するもの

- (1) 小売業（新設、増設とも）
- (2) 既存商業企業の分支機構
- (3) 商務部門で審査が必要な商品を扱う企業
- (4) 3000万米ドル以上のプロジェクト

上記を除いて、外高橋保税区企業の分銷権（仕入販売権）の審査・認可は保税区管理委員会経貿処で行う。

### 【申請書類について】

従来の申請書類に加えて、以下の書類を追加

- (1) 批准證書原本（正本、副本）
- (2) 批准證書存根表

上記申請書類を全て提出し、審査後、原則ワーキングデー30日で「批復」と「批准證書」を発行する。

筆者注：従来の申請書類については末尾に記載。（下記外高橋保税区ホームページに原文あり）  
<http://www.waigaoqiao.gov.cn/sysadmin/webviewpublic/topic.aspx?id=431>

### 【申請時の注意事項】

- (1) 申請前に財務状況を把握し、純資産がマイナスの場合は増資してから申請すること。
- (2) 経営範囲をある程度限定すること。
- (3) 危険品、毒性商品、貴金属、鋼材など所謂「敏感商品」については別途許認可が必要。

### 【定款の修正、監事会設置の記載について】

- (1) 新設の企業については、新公司法に基づき、監事会（或いは監事）の記載が必要。
- (2) 既存企業の定款変更時にも、監事会（或いは監事）の記載を追加することが望ましい。

### 【外高橋保税区企業の税務登記について】

尚、同会合に出席した外高橋保税区税務分局3所の陳所長より、保税区企業の税務登記について以下の説明があった。

- (1) 保税区企業の場合、上海市内（浦東・浦西を問わず）に分公司などの機構があっても「主たる業務は保税区で行っている」と見なして税務登記は保税区で行う。



(2)但し、保税區登記地の事務所は実体を持たせないといけない。

(資料)

外高橋保税區企業の分銷權(仕入販売權)經營範圍追加申請資料

【既存企業の卸売業務經營範圍の追加申請】

- (1)企業の經營範圍変更及び契約、定款の相應する条項の修正の申請書。
  - (2)企業董事会の經營範圍変更及び契約、定款の相應する条項の修正の決議。
  - (3)企業投資各方の法定代表が署名する契約、定款修正書。
  - (4)會計士事務所が発行する企業の原登録資本金払込済み驗資報告(コピー)。
  - (5)企業經營範圍変更のフィージビリティースタディ報告書。
  - (6)企業の會計士事務所の監査を経た最近一年の監査報告。
  - (7)企業の輸出入商品リスト。
  - (8)投資各方の登記証明(コピー)、法定代表の証明(コピー)。
  - (9)企業の原批准證書、營業許可証のコピー。
  - (10)企業登記地の有効な証明文書コピー。
  - (11)董事會メンバーリスト
  - (12)審査批准機關が要求するその他有効文書。
- 非法定代表者が署名した文書の場合、法定代表者の委託授權書を提出しなければならない。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

日中經濟貿易センター上海事務所

上海市婁山関路83号 新虹橋中心大厦1613室

Tel : 86-21-6236-8033 (ex201) Fax : 86-21-6236-8090

E-mail : muraoka@bg.mbn.or.jp (村岡宛)

E-mail : jccsh@vip.citiz.net (事務所宛)

URL : <http://jccnet.japanchina.jp/>



## 「外資利用第11次五ヶ年規画」

三菱東京UFJ銀行  
北京支店・上海支店

11月10日、国家發展改革委員会は「外資利用第11次五ヶ年規画」(以下「外資利用規画」)を發表し、「第11次五ヶ年規画」(2006-2010年)の中国の外資利用の指導方針・戰略目標・外資誘致奨励分野及び政策措置を發表した。「外資利用規画」では、今後の中国の外資利用について、「量」から「質」への抜本的な轉換、經濟成長促進から生態保護の重視等の方向性を示したうえ、外資利用方式を多様化し、外資利用優遇政策を見直すことを明らかにした。「外資利用規画」は今年3月に發表された「國民經濟と社会發展第11次五ヶ年規画」の方針に沿うものであり、中国の外資利用のガイドラインになるものと考えられる。

### 一、外商投資の奨励分野と留意点

今後、外商投資を引き続き奨励する分野として以下のものが挙げられる。

1. 生態農業、付加価値の高い作物栽培、養殖業、農業廃棄物の綜合利用、生物エネルギー開発、近代化農業機械の開発と製造、農産物加工等。
2. 電子情報、石化工業、化学工業、自動車産業。大型石油化学プロジェクト、化学工業について、外商投資を増加させる計画。自動車製造業については、自動車デザイン、R&D、専門性の高い、技術含有量の高い部品製造業への外商投資が奨励される。
3. 機械、輕工業、紡績、原材料、建設業、建築材料産業の人員削減と技術のレベルアップ。
4. インフラ施設。
5. 環境保護、省エネルギー関連分野。
6. 中西部、東北地域への投資。
7. 多国籍企業の地域本部、R&Dセンター、調達センター、トレーニングセンターなどの運営センター、製造基地の設立。
8. 保険、物流、観光業などのサービス業。
9. 証券投資等。

一方、留意点として以下のものが挙げられる。

1. 新「企業所得稅」を施行、現行の外資企業への優遇稅制が廢止されること。
2. 外商投資輸入設備免稅政策が見直され、国産設備と技術の利用を奨励すること。
3. 外商投資企業に対し、水、エネルギー、土地の占用の基準が見直され、水消費、エネルギー消費が高く、遅れた生産技術を強制的に淘汰し、環境保護基準を引き上げること。
4. 「独占禁止法」を早急に公布し、外資による国家安全に関わる業界・企業への影響に対する審査と管理を強化し、国家安全と經濟に係わる業界・企業のコントロールを確保すること。
5. 外資の産業安全に対する影響を重視し、適切な評価と警戒体制を構築すること。
6. 稅收管理を強化し、外資企業が移轉價格、内部取引等の手段で利潤を移轉することを防止すること。
7. 地方政府は許可なく減稅・免稅などの国家政策に反する優遇政策を実施してはならないこと。

### 二、「外資利用第11次五ヶ年規画」の内容要旨



## 1. 「第10次五ヶ年計画」(2001 - 2005年)の外資利用状況

表 2001 - 2005年の外資利用実績

内容	金額(億米ドル)	
2005年末の実質外資利用	3,830	
外商直接投資	2,860	
国外IPO	380	
国外借款	460	
その他	130	
エクイティーファイナンスが活発	2005年末現在での海外上場会社 144社 2005年末現在での批准されたQFII 34社	555
サービス業の外資利用が進行	2005年末現在、71行の外資銀行が国内で238店の営業拠点を開設。建設銀行、中国銀行、工商銀行等10数行が外銀の資本参加を受入れ、中国銀行、建設銀行が香港上場。 合併証券会社4社、合併ファンド管理公司20社設立。 40社の外資保険会社が国内で93の営業拠点を開設。	
法律法規の改善	WTO加盟のコミットメントに基づき、外資利用関連法規を改訂。「外商投資産業指導目録」、「中西部地区外商投資優勢産業目録」の改訂、東北地区の対外開放の実施。 外商投資プロジェクトについて、作業の効率化を図るため「審批制」(審査批准)を「核準制」(審査許可)にし審査を簡素化	

## 2. 2001 - 2005年の外資利用における問題点

計画性のない外資利用。外資利用の「量」を重視し、「質」を軽んじ、一部地方でやみくもな外資誘致を行い、外資利用の量を追及した結果、国家の産業政策に反するケースが発生していること。

外資の独占傾向について、一部産業における国内の大手企業が外資に買収され、外資の独占や独占傾向が拡大し、中国の経済・産業安全に影響を及ぼしていること。

中西部地域への外商投資規模が低く、東部地域との格差が拡大していること。

外商投資企業による技術進歩の顕著な促進作用が見られず、一部の外商投資企業が知的財産権保護を濫用し、国内企業の技術革新を妨げていること。

現行の外資優遇政策が国内企業と外資企業との公平競争に不利に働き、改善する必要があること。

一部の国外借款によるプロジェクトの建設管理が杜撰で、資金の使用効率が悪く、返済困難が懸念されていること。

外債における短期外債の割合が高く、潜在的なリスクの増大が懸念されていること。

## 2. 「第11次五ヶ年計画」の指導方針と戦略目標

総合的に見ると「第11次五ヶ年計画」期間中、中国の外資利用は以下のような変化が予想される。

地域的には東部地域の生産コストの上昇に伴い、外商投資は中西部地域へとシフトする。

産業構造からみると、2006-2010年にサービス業が急速に発展し、近代的サービス業の外商投資が急増することが見込まれる。



外資利用規模からみると、伝統的な製造業への外商投資は飽和傾向を示し、生産コストの上昇、及び資源エネルギーの制約により、これらの分野における外商投資の減速が予想される。外商投資の方式について、新規設立以外では、M&A（買収合併）が外商直接投資の主な方式となる。

### 指導方針

科学的発展観を徹底し、積極的かつ効率的に外資利用を進めること。  
国内発展と対外開放に総合的に配慮し、外資利用と国際収支の均衡、国内資金の使用、産業構造と地域経済発展の調整を促進し、外資利用の「質」を向上させる。  
開放的な自主革新体制を構築し、自己革新能力、技術の導入 消化 吸収 再創造の能力を高めること。  
開放拡大を進める中、積極的にリスクヘッジを図り、国家の経済安全を保障すること。  
中国の優位性を引き続き活かし、Win - Winの開放戦略に基づき、積極的に国際経済及び技術協力を参加すること。

### 戦略目標

今後の外資利用について、「量」から「質」への抜本的な転換を実現し、外資利用の重点を資金、外貨不足を補うことから先進技術、管理経験、質の高い人材の導入へシフトする。生態の再生、環境保護、資源エネルギーの節約と総合利用を重視する。  
海外の先進技術、管理経験の導入を通じて、外商投資企業の国内企業に対する牽引、放射作用を発揮させ、国内企業の革新能力の向上を促進する。  
外商投資を簡単な加工、組立、低水準生産製造から研究開発、ハイエンドデザイン、近代的流通業等へ誘致し、付加価値の高い製品の製造基地にすることを旨とする。  
サービス業の対外開放を拡大する。  
中西部と東北地域の外資利用の規模と質を高め、東部地域の国際化と国際競争力を強化する。  
外国の優遇借款を効率的に利用し、外債用途の監督管理を強化し、外債リスクを防止する。  
外資利用規模の着実な成長を保障する。

### 3. 「第11次五ヶ年規画」、分野別の外資利用方針

	分野	内容
外商投資奨励項目	1.近代化農業	生態農業、付加価値の高い作物栽培業、養殖業、農業廃棄物の総合利用。 生物エネルギー開発。 近代化農業機械開発と製造、農産物加工、農業技術と経営管理方法。
	2.電子情報、石化工業、化学工業、自動車産業	大型石油化学プロジェクト、化学工業における外資利用を適切に増やし、資源の確保できる案件について、合併、合作を通して海外の先進技術を導入する。 自動車製造業について、引き続き合併企業の製品のレベルアップを推進するとともに、外商投資の重点を自動車デザイン、R&Dへシフトさせ、専門化、技術含有量の高い部品製造業へ移行させる。



	3.機械、軽工業、紡績、原材料、建設業、建築材料	これらの産業の再編における外商投資を奨励し、先進技術、設備、管理経験の導入を通じ、優位性のある労働集約産業、輸出加工業、専門化、特色のある中小企業の発展を促進する。
	4.エネルギー分野	国内の石油天然ガスの探査、開発利用、輸送パイプライン建設等分野における外商投資、再生可能エネルギーの開発。
	5.インフラ施設	道路、港、鉄道及び軌道交通、水供給、ガス・熱供給、汚水処理とごみ処理。 中西部地域と東北地域のインフラ施設への外商投資、資源枯渇都市の後継産業の開発。
	6.資源節約	低効率、高汚染、高エネルギー消費の外商投資プロジェクトを厳格に制限する。 節水、土地節約、素材節約、資源の総合利用に有利な外資利用。外資利用を通じ、実用的且つ先進的な生産技術と設備を導入する。
	7.環境保護産業	外商投資企業の水汚染、大気汚染、固体廃棄物汚染に対する管理を強化し、汚染物排出量を抑制。 中古金属、中古タイヤ、廃棄電子製品等の工業廃棄物の回収利用、生活ごみ、汚泥の資源化利用への外商投資。 中西部地域の生態建設、生物エネルギーやクリーンエネルギーへの外商投資。
サービス業の対外開放を拡大	1.銀行業	対外開放の段階的な推進、慎重な監督管理、リスクコントロールの原則に基づき国内銀行と外資銀行の合理的な地域配置を実施。国内商業銀行は中国側に経営権があることを前提に、海外戦略投資者の導入を行う。 外資銀行、国内銀行間資本提携などの戦略的パートナーシップの確立を支持し、コーポレートガバナンスの改善を図る。 国内銀行が金融商品、技術、情報交流、資源共有化及び従業員トレーニングなどについて、外資銀行と提携協力することを奨励する。
	2.保険業	WTO加盟時のコミットメントを履行し、年金、医療、賠償、農業に関する保険について専門的経験のある外資保険会社及びほかの金融機関の進出を重点的に推進し、中西部、東北地域における外資保険会社の営業拠点の開設を奨励。 国有保険会社は中国側に経営権があることを前提に、海外戦略投資者の導入を行う。 条件の整った株式制保険会社の外資導入を許可する。
	証券業	段階的に証券業の対外開放を推進する。 慎重な監督管理の原則に基づき、海外投資者を導入し、証券経営機関のコーポレートガバナンスを改善する。 海外戦略投資者は「株権分置」(国有企業非流通株)問題を解決した上場企業への戦略投資が可能。



3. 通信業	WTO加盟時のコミットメントを履行し、外商は法律規定の範囲内で、合併方式を以って国内電信業務に従事することを許可。付加価値電信業務への外商投資を拡大し、基礎サービス市場の対外開放を慎重に推進し、電信業対外開放の政策システムを改善する。
4. 商業	外商投資小売企業数の適切な増加を維持し、外商投資商業卸売企業、大型チェーン店及び配送センターの発展を段階的に推進する。国内の大型商業企業が外資導入を通じ、構造改革、管理レベルの向上を達成することを支持する。 独占禁止、公平取引への監督管理を強化し、大都市における外商投資商業企業と国内企業の適切な配置、市場シェアを維持。 海外大型企業が国内で物流企業を設立すること、海外資金、技術と設備を利用して、国内の物流施設の建設と経営を奨励する。
5. 観光業	中外合併、合作等様々な方式を以って、運輸、建築、弁護士、会計、コンサルティング業の対外開放を拡大する。
6. 文化産業	映像製品の国内販売、文芸演出場所、文化製品の経営、仲介等文化分野の外資導入を積極的かつ着実に推進する。
外資利用方式の多様化	外商直接投資を外資利用の重点項目として引き続き進め、外商直接規模の着実な伸びを維持。 新規企業の設立、利潤の再投資を推奨。 外商投資企業がM&A、資本参加、利潤再投資等の方式を通じて、国内企業の再編への参加を推奨。 国家安全に関する産業以外の外資進出規制を緩和。 国内企業の海外上場を引き続き推進。
海外借款	国外借款の効率的な利用と投資対象の合理化。
外債管理	外債の監督管理を強化、短期外債の規模を適切に抑制。

#### 4. 外資利用政策の方向性

	内容
1. 外商投資に関する法制度の整備	内資・外資企業の統一された「企業所得税法」を改訂し公布する。 外貨管理制度を改善し、強化する。 政府行政審査批准項目を簡素化。 積極的に「海税大通关」建設を進め、通关効率を高める。 知的財産権保護の立法と執行に注力し、権利侵犯行為を厳格に取締る。 あらゆる方法による外商投資（外商直接投資とその他投資を含む）及び国外借款の外資統計システムを構築する。
2. 外商投資に関する政策動向の明確化	経済の発展、変化に従って「外商投資産業指導目録」の調整を行い、対外開放をさらに拡大させ、産業構造の優良化を推進し、資源を節約し、環境を保護し、一部業界の計画性のない投資及び過剰な生産能力を抑える。 加工貿易を規範化する関係規定を制定し、加工貿易投資進出規制を改善し、加工貿易の転換及びレベルアップを推進する。



	<p>「非免税外商投資プロジェクトの輸入商品目録」を修正し、内資・外資企業による輸入設備免税待遇の格差を縮小させ、最終的に、統一された輸入設備税収政策を実行する。</p> <p>WTO加盟時のコミットメントを厳格に遵守し、サービス業の外資利用を促進する規定を制定、公布し、サービス業における外資利用分野を拡大させる。</p> <p>サービス分野における外商投資の地域、資本、業務範囲などの面での規制緩和を拡大。</p> <p>国外機構が国内で不動産開発と不動産投資に従事することを規範化し、短期国際資本が不動産投資を通じ、中国経済、金融に大きな影響を与えることを防止する。</p> <p>「中西部地域外商投資優勢産業目録」を改善し、中西部地域向けの外商投資を有効的に指導する。東北地域の旧工業基地及び中西部地域対外開放を加速させる政策及び実施細則を制定する。</p> <p>適格国外機関投資家(QFII)の国内株、債券の買取、国外機構の中国上場企業に対する戦略投資を規範化させ、資本市場において内外開放を加速させると同時に、証券投資資金の秩序ある、コントロール可能な流通を指導する。</p>
<p>3. 資源節約及び環境保護を徹底</p>	<p>外商投資プロジェクトのエネルギー、水消費、土地の占用などに関わる参入基準を改善し、法律に従い、外商投資企業を含む各種企業に対し、エネルギー消費、水消費が高く、且つ遅れた技術、設備の淘汰を強制的に実行する。</p> <p>外商投資企業を含む各種企業に対する環境保護監督管理を強化させ、法律執行を強化させ、クリーン生産審査認可、環境基準及び環境認証制度を実行する。</p> <p>外商の環境保護産業への投資を支持する総合的奨励政策を制定し、汚染管理の市場化を加速させる。</p> <p>外商の鉱産資源探査開発に関する投資参入認可政策を制定し、外商が鉱産資源探査開発に投資する参入条件を厳格にする。</p> <p>外商による水、エネルギー、素材節約及び資源総合利用プロジェクトへの投資及び先進技術の移転を奨励する政策を制定する。</p>
<p>4. 内外資企業の技術協力と連携を指導</p>	<p>大手多国籍企業によるハイテク加工製造プロセス、研究開発センターの中国へのシフトを促進する総合的奨励政策を制定し、中国での生産製造、調達、サービス及びトレーニング基地の設立を奨励する。外商投資企業が国内企業と提携して、研究開発を行うことを奨励する政策を制定し、外商投資企業の技術移転効果を発揮させる。</p> <p>外商投資プロジェクト設備輸入の免税政策を見直し、外商投資プロジェクトについて国内先進設備と技術を採用することを奨励する。</p> <p>知的財産権保護を強化すると同時に、国際経験を参考にし、国際企業が知的財産権を利用して中国企業の自主革新を抑制することを防止する中国が主動的に知的財産権規則制定に参加する能力を強化させる。</p> <p>外商の中国でのベンチャーキャピタル投資を奨励する。</p>

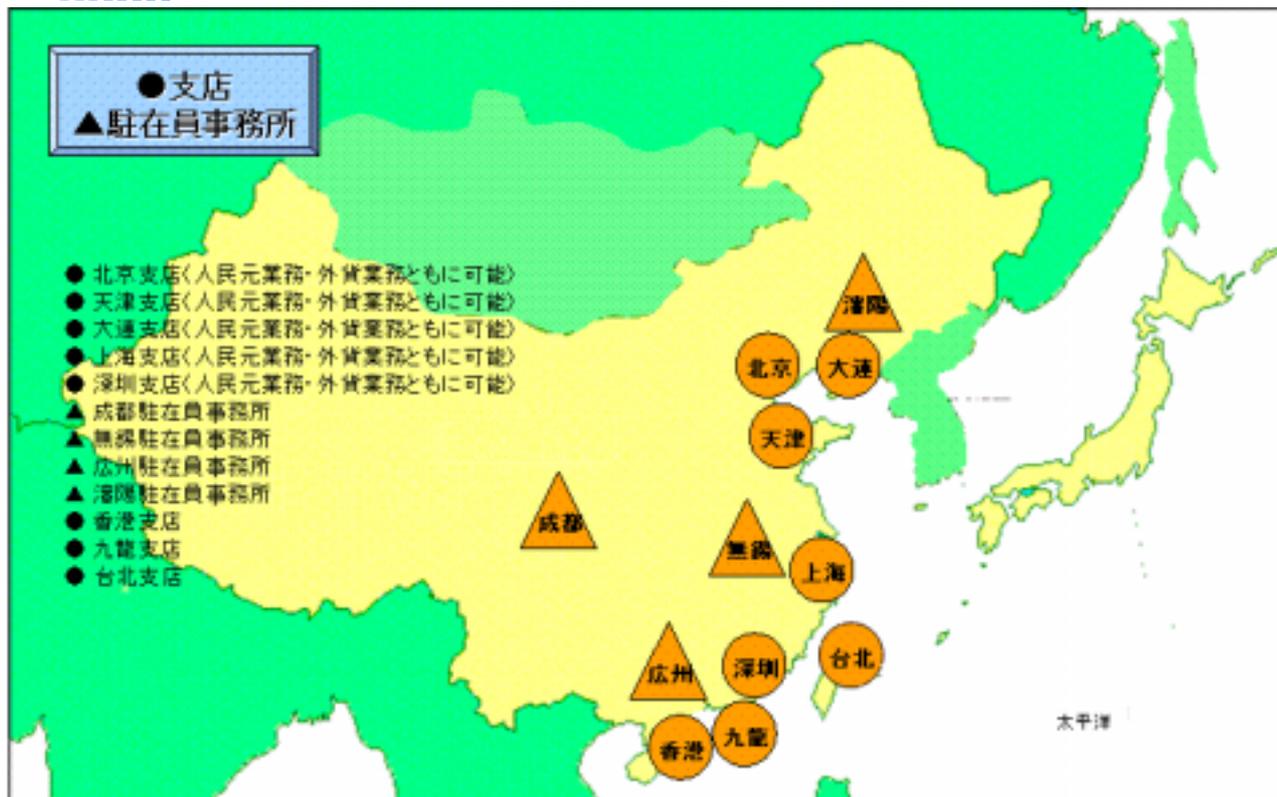


	<p>外商のベンチャーキャピタル投資、撤退システムを改善する。 海外のハイレベルな人材が中国で投資、就業することを誘致する税収、出入国、就職許可などの関係政策を制定する。</p>
5. 国外借款の管理を強化	<p>引き続き国外の優遇借款の管理を改善し、借款の審査批准と使用項目を規範化し、資金の使用効率を高める。 中西部地区と東北地区での国外優遇借款の利用を着実に進める。 国際開発機構が国内で債券発行、債券発行で調達した資金で株式と債券投資を行うことに関連規定を改善し、国内債券市場の開放と発展を規範化する。 外資が不良資産処理の管理方法に参与する規範を見直し、不良資産の処理効率を向上させ、不良資産処理市場の健全な且つ秩序ある発展を促進させる。</p>
6. 外債リスクへの監督管理レベルを向上	<p>外債リスクへの警戒システムを改善し、外債リスクモニタリング指標を充実化する。 国内企業に対して外債リスク管理のマクロ的な指導を強化し、各種デリバティブ手段の使用を規範化し、国内におけるデリバティブ市場の健全な発展を促進する。 外債管理モデルを改革し、融資の分類管理を行う。内資と外資企業における外債管理の内国民待遇を進める。</p>
7. 国家経済安全と公共利益を保護	<p>早急に「独占禁止法」を公布し、公平な市場競争秩序を保つ。 国家経済・国民生活と国家安全に関わるセンシティブ業種における外資の買収合併政策を細分化し、外資による国家安全に関わる業界・企業への影響に対する審査と管理を強化し、国家安全と経済に関わる業界・企業のコントロールを確保する。 外商投資企業は経済安全、特に産業安全に対する影響を重視し、合理的な評価と警戒システムを構築する。税収監督管理を強化し、外資企業が転移価格や内部取引等の手段によって利潤を転移することを防止する。 国際慣例に合致する企業資産価値評価システムを構築し、外資によるM&amp;Aにおける国有資産と権益の損失を防止し、被M&amp;A企業の職員の合法的な権益を保障する。 低価格の土地譲渡を禁止し、引き続き外商投資企業に対する行政執法監督制度を強化する。 有効な措置を実施し、各地区、各部門における外資利用政策を規範化し、地方、部門法規政策と国家法律法規の一貫性と厳肅性を保持する。 各地方は主に地域優位性と良好な投資環境により外商投資を誘致するが、許可なく減税・免税を実施し、国家政策法規に違反する優遇措置を実施してはならない。</p>
8. 積極的に国際的な経済規則の制定と調整に参加	<p>積極的、且つ着実に二国間及び地域経済貿易提携を進め、中国の外資導入に有利な外部環境を整える。</p>

以上



BTMU中国ネットワーク



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓	86-411-8360-6000
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大樓1903室	86-510-8275-2005
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。